

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年6月 第2回訂正分)

メドピア株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年6月18日に関東財務局長に提出し、平成26年6月19日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成26年5月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年6月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し110,200株（引受人の買取引受による売出し75,000株・オーバーアロットメントによる売出し35,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年6月18日に決定したため、これらに関連する事項その他を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成26年6月18日に決定された引受価額(3,680円)にて、当社と元引受契約を締結した引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格4,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「283,360,000」を「294,400,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「283,360,000」を「294,400,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集、並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「4,000」に訂正。
「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「3,680」に訂正。
「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「1,840」に訂正。
「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき4,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(3,700円~4,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、4,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は3,680円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(4,000円)と会社法上の払込金額(3,145円)及び平成26年6月18日に決定された引受価額(3,680円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,840円(増加する資本準備金の額の総額294,400,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき3,680円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成26年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき3,680円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき320円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成26年6月18日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「566,720,000」を「588,800,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「556,720,000」を「578,800,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額578,800千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限129,536千円と合わせて、会員獲得及びサイト活性化に関する費用、人材の採用・育成等に係る人件費、及び事業拡大に伴うオフィス移転関連費用等に充当する予定であります。具体的には以下の投資に充当する予定であります。

- ①会員獲得のための広告宣伝費、及びサイトサービスの利用を促進させるポイント費等のサイト活性化費用として298,765千円(平成26年9月期：18,710千円、平成27年9月期：131,164千円、平成28年9月期148,891千円)
- ②人材の採用・育成等にかかる人件費として267,930千円(平成26年9月期：3,950千円、平成27年9月期：137,234千円、平成28年9月期126,745千円)
- ③事業拡大に伴うオフィス移転及びオフィス構築費用等として72,020千円(平成27年9月期：72,020千円)

上記以外の残額は、平成26年9月期以降に新規事業の調査費用等に充当いたします。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年6月18日に決定された引受価額(3,680円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格4,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「288,750,000」を「300,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「288,750,000」を「300,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び 5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. (注) 2.」を「4,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「3,680」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「1株につき4,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3.」を「(注) 3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき320円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成26年6月18日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「135,520,000」を「140,800,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「135,520,000」を「140,800,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注)5.の全文削除及び6.の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「4,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき4,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成26年6月18日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である石見陽(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成26年5月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式35,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式35,200株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき3,145円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 64,768,000円(1株につき金1,840円)</u> <u>増加する資本準備金の額 64,768,000円(1株につき金1,840円)</u>
(4)	払込期日	平成26年7月28日(月)

(注) 割当価格は、平成26年6月18日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(3,680円)と同一であります。

(以下省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成26年6月 第1回訂正分)

メドピア株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年6月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年5月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成26年6月9日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し110,200株(引受人の買取引受による売出し75,000株・オーバーアロットメントによる売出し35,200株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成26年5月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式35,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

平成26年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年6月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(3,145円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「500,480,000」を「503,200,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「500,480,000」を「503,200,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「270,848,000」を「283,360,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「270,848,000」を「283,360,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(3,700円~4,000円)の平均価格(3,850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は616,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「3,145」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、3,700円以上4,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成26年6月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①医師目線で構築されたビジネスモデルが評価できること。

②広告対象薬剤及び会員数の拡大余地により、今後の収益拡大が期待できること。

③製薬企業のe-Marketing市場における競争の激化が予想されること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は3,700円から4,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(3,145円)及び平成26年6月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(3,145円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内記載の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社125,000、みずほ証券株式会社11,700、株式会社SBI証券7,000、SMBC日興証券株式会社7,000、マネックス証券株式会社4,700、いちよし証券株式会社2,300、エイチ・エス証券株式会社2,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年6月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「541,696,000」を「566,720,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「531,696,000」を「566,720,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(3,700円～4,000円)の平均価格(3,850円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額566,720千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限124,678千円と合わせて、会員獲得及びサイト活性化に関する費用、人材の採用・育成等に係る人件費、及び事業拡大に伴うオフィス移転関連費用等に充当する予定であります。具体的には以下の投資に充当する予定であります。

- ①会員獲得のための広告宣伝費、及びサイトサービスの利用を促進させるポイント費等のサイト活性化費用として298,765千円(平成26年9月期：18,710千円、平成27年9月期：131,164千円、平成28年9月期148,891千円)
- ②人材の採用・育成等にかかる人件費として267,930千円(平成26年9月期：3,950千円、平成27年9月期：137,234千円、平成28年9月期126,745千円)
- ③事業拡大に伴うオフィス移転及びオフィス構築費用等として72,020千円(平成27年9月期：72,020千円)

上記以外の残額は、平成26年9月期以降に新規事業の調査費用等に充当いたします。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「276,000,000」を「288,750,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「276,000,000」を「288,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(3,700円~4,000円)の平均価格(3,850円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「129,536,000」を「135,520,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「129,536,000」を「135,520,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(3,700円~4,000円)の平均価格(3,850円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である石見陽(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成26年5月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式35,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式35,200株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき3,145円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成26年7月28日(月)

(注) 割当価格は、平成26年6月18日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. の番号削除

(以下省略)

MedPeer

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成26年5月

メドピア株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式500,480千円(見込額)の募集及び株式276,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式129,536千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年5月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

メドピア株式会社

東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

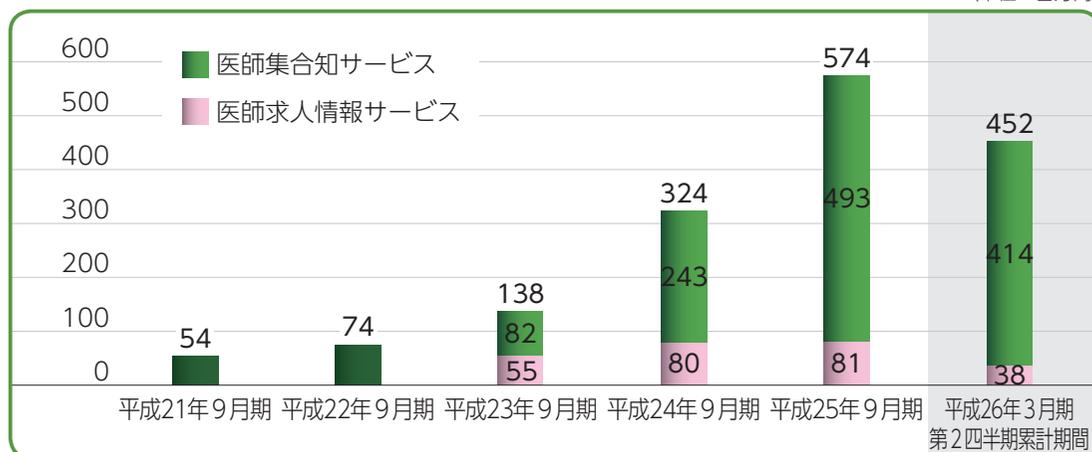


当社は、医療現場における医師発の生の情報を共有するナレッジマネジメントツールである「MedPeer」サイトを運営し、全国のあらゆる医師が一同に集まる「場」をインターネット上に設けております。これにより、医師の集合知（不特定多数の知見を蓄積し、分析、体系化することで生成される情報）を形成することで医師同士が支えあう大きな力を生み出し、医療の質、すなわち患者への治療の質をより一層向上させるものと認識しております。

医師である「MedPeer」会員は無料でサービスを利用することができます。一方で、当社は製薬企業に対して「医師集合知」の閲覧や、医療用医薬品の広告掲載スペースを提供するとともに（医師集合知サービス）、人材紹介会社へ医師の求職者情報を提供すること（医師求人情報サービス）等により収益を確保しております。

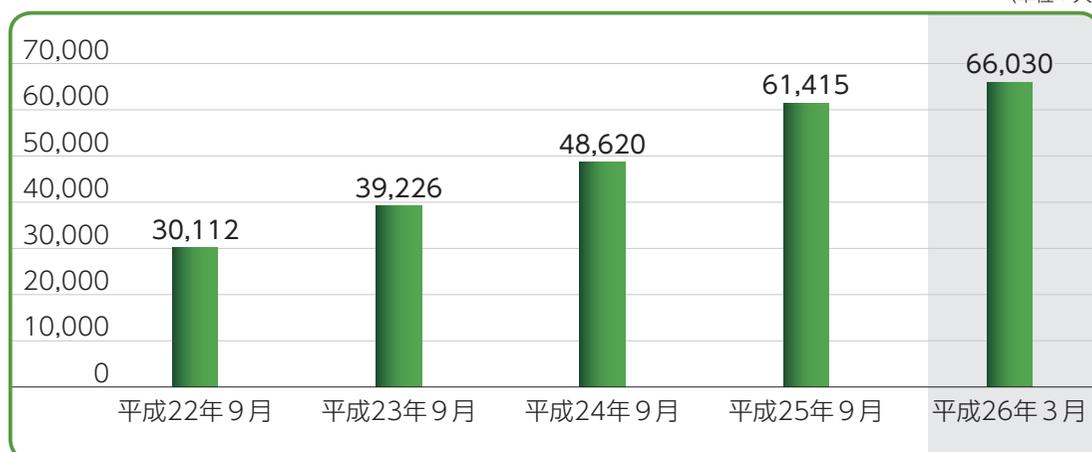
売上高構成

(単位：百万円)



「MedPeer」会員数推移

(単位：人)



(注) 会員数は月末時点の人数を記載しております。会員数には、医師及び医学生を含んでおり、医師の会員資格付与に際しては、医師免許にかかる公的書類を徴求し、又は電話による本人確認を実施し、厳重に審査を実施しております。

2 事業の内容

当社は、インターネットメディア「MedPeer」の運営を通じて、医師集合知サービス及び医師求人情報サービスを展開しております。

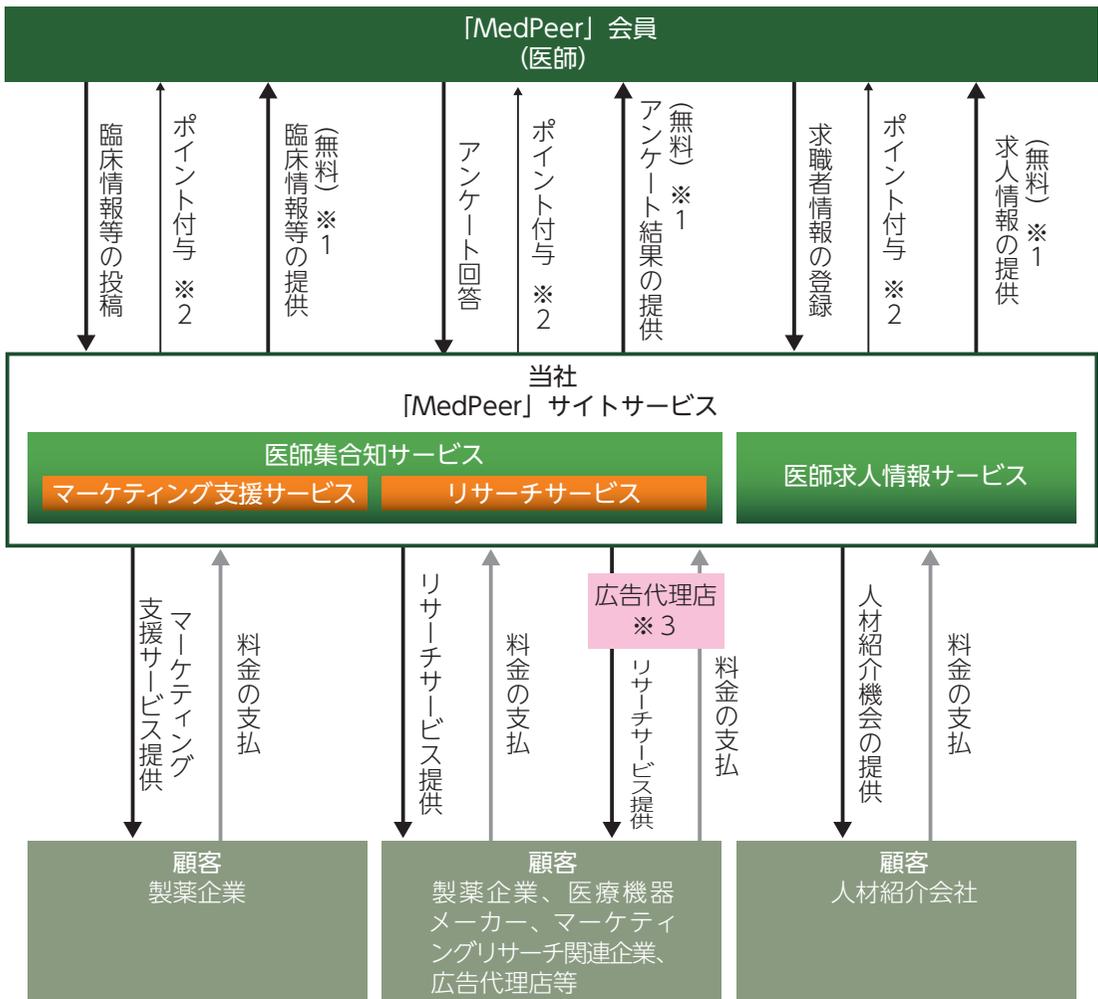
▶ 医師集合知サービス

製薬企業等に対して「MedPeer」サイト内の医師の処方動向の閲覧、最新の医師臨床知見の閲覧、広告掲載枠の提供を行っております。当社は、これら製薬企業等に医師マーケティング支援を行うことでメディア収入を得ております。また、製薬企業等からインターネットを通じた医師に対するアンケート調査等のリサーチを受託しております。

▶ 医師求人情報サービス

医師向け人材紹介会社を顧客とし、「MedPeer」サイトを通じ、顧客による求人情報の提供機会を提供するとともに、転職を希望する会員が人材紹介会社に登録する機会を提供しております。

事業系統図



(注) ※1 当社は「MedPeer」会員に対し、「MedPeer」サイト上のサービスを提供しております。
※2 「MedPeer」会員が「MedPeer」サイトへの投稿やアンケート回答、求職者情報の登録等を行う場合、当社は会員に対し、ポイントを付与いたします。当該ポイントは、「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。
※3 リサーチにおいては、顧客都合により広告代理店を介して受注する場合があります。

医師集合知サービス

「MedPeer」は、インターネット上で医師の疑問と回答を医師同士の善意の連鎖で結び付け、「集合知」を形成しております。「MedPeer」は、医療に貢献することを目的として立ち上げたサイトであり、医師である「MedPeer」会員は無料でサービスを利用することができます。一方で、製薬企業等に対して「医師集合知」の閲覧や、医療用医薬品の広告掲載スペースを提供することにより収益を確保しております。

▶ 会員向けサービス

サービス	内容
薬剤評価掲示板	221種の薬効適応領域から2,121種の医療用医薬品を対象に（平成26年3月31日時点）、医薬品毎に①製品基本情報の閲覧 ②薬剤の処方経験を有する医師会員による定量・定性評価情報への書き込み・閲覧 ③同種薬効、関連医薬品リストの閲覧 ④製薬企業サイトへのリンクサービスを行っております。
Meet the Experts (症例相談)	医師である会員が、特定疾患領域におけるオピニオンリーダーであるエキスパートドクターに対して直接相談できる機会を提供しております。
インタラクティブ・ケース・カンファレンス (症例検討会)	臨床医としてのスキルを磨く場としてインターネット上での症例検討会サービスを行っております。具体的には会員より匿名化された症例情報が提供され、これに対し他の会員より疾患の鑑別がなされるというものです。医師は自分の所属する病院や大学の垣根を越え、全国の医師と症例検討をすることが可能となっております。
ディスカッション	医師会員の専門疾患領域に係る事項、臨床一般に係る事項、病院運営に係る事項等の様々なテーマを題目とする掲示板を運営しております。
リサーチ	医師会員等の依頼でアンケートを実施し、結果をリアルタイムに公開することで、医師会員の意識調査や医師間の情報共有ができるサービスを提供しております。
レジデント・レポート (研修病院評価)	実際に初期研修に参加した医師から寄せられた臨床研修病院の評価を提供しております。

▶ 製薬企業等向けサービス

サービス	内容
マーケティング支援 メディア	「薬剤評価掲示板」内の顧客である製薬企業が販売する薬剤の評価ページ内にテキスト広告を掲示し、医師であることが確認された会員に対して自社コンテンツを閲覧させることが可能となります。同時に顧客はフィードバック情報として該当薬剤の属する疾患領域全体の薬剤評価を他社薬剤も含めてすべて閲覧することが可能となり、マーケティング戦略の立案に活用することができます。
	「Meet the Experts」内で相談された特定疾患領域においても製薬企業はテキスト広告及びスポンサード広告を掲載することができます。加えて、該当疾患領域内での医師間コミュニケーションを閲覧できるため、最新の医師臨床所見を共有することができ、マーケティング戦略の立案に活用することができます。
リサーチ 受託	「MedPeer」の会員データベースを活用したアンケート調査実施サービスは、年齢、勤務地域、診療科目、医師経験年数等、多くの属性項目から回答者選択を可能とし、臨床の現場や薬剤に関連した見解の収集、特定薬剤の市場規模の把握、マーケティング戦略立案などに活用することができます。

薬剤評価掲示板のサイトイメージ

製薬企業サイトへのリンク

顧客である製薬企業の自社コンテンツへ遷移するテキスト広告の表示

製品基本情報

薬事法により作成が義務付けられている薬剤情報を表示

医師会員による 医薬品の評価

MedPeer会員による6項目の定量評価結果をレーダーチャートで表示するとともに、処方実感として投稿されたコメントを表示

同種薬効、 関連医薬品リスト

同種薬効、関連医薬品リスト及び当該薬剤の評価結果を表示



薬剤評価掲示板投稿累計数

(単位: 件)



(注) 薬剤評価掲示板投稿累計数は、「MedPeer」サイトの「薬剤評価掲示板」に対する会員からの投稿数の累計をいい、月末時点での件数を記載しております。

■ 医師求人情報サービス

当サービスは、医師向け人材紹介会社を顧客とし、「MedPeer」サイトを通じ、顧客による求人情報の提供機会を提供するとともに、転職を希望する会員が人材紹介会社に登録する機会を提供することにより収益を確保しております。「MedPeer」サイトを利用している会員は勤務医が過半数を占めており、一般的に、勤務医の人材流動性は高いものとされていることから、会員に対する転職情報や機会の提供は、人材紹介会社としては効率的な営業機会となります。

▶ 医師向け及び人材紹介会社向けサービス

サービス	内容
一括登録	会員である医師に対し、職務経歴等を「MedPeer」サイトにのみ入力するだけで、複数の人材紹介会社へ一括登録できるという利便性を提供しております。これにより、人材紹介会社は効率的に転職希望者の情報を得ることができます。
求人案件	複数の人材紹介会社から求人案件を収集し、転職希望の会員へ効率的に求人情報を提供しております。
スカウトサービス	人材紹介会社に対して、転職を希望する「MedPeer」会員へのスカウティングの機会を提供しております。

3 今後の事業展開の方針

当社が安定した成長を続けていくためには、製薬企業等の顧客に対するマーケティング支援の実績を重ね、顧客からの信頼性を向上させることにより、受注対象となった医薬品に対するリピート受注を図るとともに、同一顧客の他の医薬品まで受注範囲を広げ、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するため、インターネット技術を活用し、顧客の要望に応えた新サービスの開発を図ること、「MedPeer」サイトの更なる会員獲得と活性化により顧客満足度を向上させることで収益基盤の強化を進めて参ります。

中長期的には製薬企業に事業収入の大半を依存している現在の事業モデルを進化させることで事業収入先の多様化を図る必要があると考えています。具体的には「MedPeer」ブランドの確固たる地位を固め、そのブランド力を活用して、人材紹介会社からの事業収入を得ている「医師求人情報サービス」の再構築を図るとともに、既存の医療システムに当社の「医師集合知サービス」を組み入れた新たなサービスを提供すること等によって、病院あるいは病院ベンダー企業等から事業収入を獲得していきたいと考えております。また、医療情報を病院・医師・患者間で共有できるサービス等の開発を通じて市場の創造を図り、患者コミュニティからの事業収入も得ることで収益基盤の一層の強化を進めていきたいと考えております。

4 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第2四半期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年3月
売上高 (千円)	54,532	74,163	138,609	324,520	574,739	452,559
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△23,582	△74,957	△84,210	22,415	88,328	133,710
当期(四半期)純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△23,759	△75,247	△85,451	22,153	113,616	80,503
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	12,300	128,550	128,550	128,550	128,550	128,550
発行済株式総数 (株)	9,420	14,670	14,670	14,670	14,670	1,467,000
純資産額 (千円)	△31,032	126,219	40,768	62,921	176,538	257,042
総資産額 (千円)	25,567	193,719	108,384	165,549	335,729	451,302
1株当たり純資産額 (円)	△3,294.37	8,603.91	2,779.01	42.89	120.34	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△2,793.60	△7,041.33	△5,824.90	15.10	77.45	54.88
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	△121.4	65.2	37.6	38.0	52.6	57.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	42.7	94.9	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	12,392	27,836	63,412
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	△17,580	△2,956	△1,839
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	△9,564	30,739	△17,539
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高 (千円)	-	-	-	65,710	121,329	165,364
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	3 (2)	9 (1)	7 (2)	17 (2)	23 (2)	28 (3)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第5期、第6期及び第7期は、1株当たり当期純損失金額であり、第8期及び第9期、第10期第2四半期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第5期、第6期及び第7期は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
8. 当社は第8期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期及び第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第10期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
10. 第10期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第10期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第10期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。また、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
1株当たり純資産額 (円)	△32.94	86.04	27.79	42.89	120.34
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△27.94	△70.41	△58.25	15.10	77.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

売上高



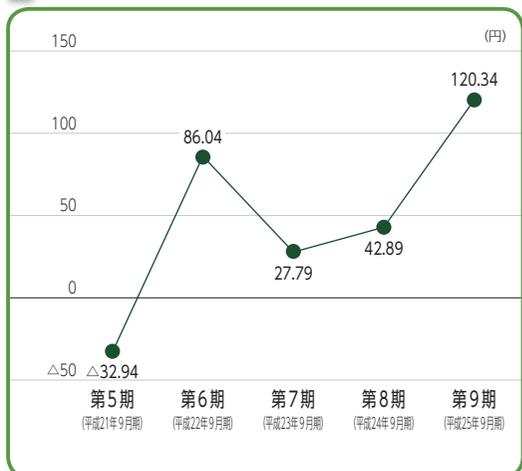
純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失 (△)



1株当たり純資産額



当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期 (四半期) 純利益又は1株当たり当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成26年3月2日付で、普通株式1株を100株に株式分割しております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【業績等の概要】	21
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	28
5 【経営上の重要な契約等】	35
6 【研究開発活動】	35
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	36
第3 【設備の状況】	40
1 【設備投資等の概要】	40
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	40

第4	【提出会社の状況】	41
1	【株式等の状況】	41
2	【自己株式の取得等の状況】	67
3	【配当政策】	67
4	【株価の推移】	67
5	【役員の状況】	68
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	70
第5	【経理の状況】	76
1	【財務諸表等】	77
第6	【提出会社の株式事務の概要】	117
第7	【提出会社の参考情報】	118
1	【提出会社の親会社等の情報】	118
2	【その他の参考情報】	118
第四部	【株式公開情報】	119
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	119
第2	【第三者割当等の概況】	120
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	120
2	【取得者の概況】	123
3	【取得者の株式等の移動状況】	125
第3	【株主の状況】	126
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月23日
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【電話番号】	03-6805-0345
【事務連絡者氏名】	取締役 山中 篤史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
【電話番号】	03-6805-0345
【事務連絡者氏名】	取締役 山中 篤史
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額
	ブックビルディング方式による募集 500,480,000円
	売出金額
	(引受人の買取引受による売出し)
	ブックビルディング方式による売出し 276,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)
	ブックビルディング方式による売出し 129,536,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	160,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成26年5月23日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成26年6月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成26年5月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式35,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成26年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年6月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	160,000	500,480,000	270,848,000
計(総発行株式)	160,000	500,480,000	270,848,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成26年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,680円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は588,800,000円となります。
6. 本募集、並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成26年 6月19日(木) 至 平成26年 6月24日(火)	未定 (注) 4.	平成26年 6月26日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年 6月 9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成26年 6月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年 6月 9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年 6月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成26年 5月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成26年 6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年 6月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成26年 6月11日から平成26年 6月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成26年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
計	—	160,000	—

(注) 1. 平成26年6月9日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年6月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
541,696,000	10,000,000	531,696,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,680円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額531,696千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限119,173千円と合わせて、会員獲得及びサイト活性化に関する費用、人材の採用・育成等に係る人件費、及び事業拡大に伴うオフィス移転関連費用等に充当する予定であります。

具体的には以下の投資に充当する予定であります。

- ①会員獲得のための広告宣伝費、及びサイトサービスの利用を促進させるポイント費等のサイト活性化費用として298,765千円(平成26年9月期:18,710千円、平成27年9月期:131,164千円、平成28年9月期148,891千円)
- ②人材の採用・育成等にかかる人件費として267,930千円(平成26年9月期:3,950千円、平成27年9月期:137,234千円、平成28年9月期126,745千円)
- ③事業拡大に伴うオフィス移転及びオフィス構築費用等として72,020千円(平成27年9月期:72,020千円)

上記以外の残額は、平成26年9月期以降に新規事業の調査費用等に充当いたします。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	75,000	276,000,000	東京都渋谷区 石見 陽 40,000株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合 19,000株 埼玉県上尾市 山中 篤史 10,000株 東京都渋谷区 石見 奈津子 5,000株 東京都渋谷区 脇丸 俊郎 1,000株
計(総売出株式)	—	75,000	276,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,680円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成26年 6月19日(木) 至 平成26年 6月24日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成26年6月18日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	35,200	129,536,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 35,200株
計(総売出株式)	—	35,200	129,536,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年5月23日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式35,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,680円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成26年 6月19日(木) 至 平成26年 6月24日(火)	100	未定 (注) 1.	野村証券株 式会社の本 店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成26年6月18日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である石見陽(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成26年5月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式35,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式35,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成26年7月28日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成26年6月9日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成26年6月18日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年6月27日から平成26年7月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年9月24日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨を合意しております。

また、取締役であり株主である石見陽、山中篤史、脇丸俊郎及び島田亨、並びに株主であるB0Z0株式会社及び石見奈津子は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年9月24日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後180日目の平成26年12月23日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成26年5月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
売上高	(千円)	54,532	74,163	138,609	324,520	574,739
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△23,582	△74,957	△84,210	22,415	88,328
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△23,759	△75,247	△85,451	22,153	113,616
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	12,300	128,550	128,550	128,550	128,550
発行済株式総数	(株)	9,420	14,670	14,670	14,670	14,670
純資産額	(千円)	△31,032	126,219	40,768	62,921	176,538
総資産額	(千円)	25,567	193,719	108,384	165,549	335,729
1株当たり純資産額	(円)	△3,294.37	8,603.91	2,779.01	42.89	120.34
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△2,793.60	△7,041.33	△5,824.90	15.10	77.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△121.4	65.2	37.6	38.0	52.6
自己資本利益率	(%)	—	—	—	42.7	94.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	12,392	27,836
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△17,580	△2,956
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△9,564	30,739
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	65,710	121,329
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	3 (2)	9 (1)	7 (2)	17 (2)	23 (2)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期、第6期及び第7期は、1株当たり当期純損失金額であり、第8期及び第9期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第5期、第6期及び第7期は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、1年間の平均人員を（）外数で記載しております。
8. 当社は第8期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期及び第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 当社は、平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- また、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
1株当たり純資産額 (円)	△32.94	86.04	27.79	42.89	120.34
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△27.94	△70.41	△58.25	15.10	77.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
平成16年12月	インターネットを利用した医師向けの情報提供サービスを主たる事業目的として、東京都港区赤坂に株式会社メディカル・オブリージュ(現メドピア株式会社)を設立
平成17年3月	人材紹介会社への転職希望医師の一括登録サービス「医局@人事」を開設し、医師求人情報サービスを開始
平成19年2月	東京都港区北青山に本社移転
平成19年8月	当社基盤事業である医師専用サイト「Next Doctors (現MedPeer)」の運用を開始
平成21年3月	「Next Doctors」サイト内で医師集合知サービス(リサーチ)を開始
平成21年5月	株式会社日経B Pと、両社のコミュニティサイト統合を中心とする業務提携契約を締結
平成21年10月	「Next Doctors」を「MedPeer」に改称、日経メディカル オンライン(現日経メディカル)との共同事業運営を開始
平成22年4月	株式会社メディカル・オブリージュからメドピア株式会社に商号を変更 東京都港区南青山に本社移転
平成22年5月	医師集合知サービス(マーケティング支援)を開始 「MedPeer」サイト内で、「インタラクティブ・ケース・カンファレンス(症例検討会)」、「薬剤評価掲示板」サービスを開始
平成23年3月	「MedPeer」サイト内で「Meet the Experts(症例相談)」サービスを開始
平成23年6月	「医局@人事」を「MedPeer」サイト内に移行、「MedPeerキャリア」としてサービスを開始
平成24年5月	東京都渋谷区渋谷に本社移転
平成24年8月	「MedPeer」サイト内で「レジデント・レポート(研修病院評価)」サービスを開始

3 【事業の内容】

当事業は、医師向けソーシャル・サービス「MedPeer」を通じた単一事業であります。サービス内容は、「医師集合知サービス」及び「医師求人情報サービス」から構成されております。

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.（医師を支援すること。そして患者を救うこと。）」というミッションの下、「医師の集合知によって、医療分野の変革を行う」ことをビジョンとしております。具体的には医療現場における医師発の生の情報を共有するナレッジマネジメントツールである「MedPeer」サイトを運営し、全国のあらゆる医師が一同に集まる「場」をインターネット上に設けております。医師の集合知（不特定多数の知見を蓄積し、分析、体系化することで生成される情報）を形成することで医師同士が支えあう大きな力を生み出し、医療の質、すなわち患者への治療の質をより一層向上させるものと認識しております。

「MedPeer」は、医師の疑問と回答を医師同士の善意の連鎖で結び付け、「集合知」を形成しております。医療に貢献することを目的として立ち上げたサイトであり、医師である「MedPeer」会員は無料でサービスを利用することができます。また、製薬企業に対して「医師集合知」の閲覧や、医療用医薬品の広告掲載枠を提供するとともに（医師集合知サービス）、人材紹介会社へ医師の求職者情報を提供すること（医師求人情報サービス）等により収益を確保しております。

なお、医師求人情報サービスは、当社設立以来の継続事業であります。平成22年5月に「薬剤評価掲示板」の提供を開始したことを契機に、平成23年9月期以降、医師集合知サービスの売上高は医師求人情報サービスを上回る規模となっており、医師集合知サービスが当社の中核事業となっております。

(1) 医師集合知サービス

「MedPeer」サイトへ掲載される情報が、他の医師の医療行為へ重大な影響を及ぼすため、サイトの利用者である会員は医師に限定しております。ただし、医学生による「MedPeer」サイトの活用は医療の勉強に有益であることから、医学生に対しても会員資格を付与しております。

また、医学生会員は、医師会員同様「MedPeer」サイトを閲覧することはできますが、医師が医療行為を行う際の参考情報となり得る各種サービスにおいて、一切の投稿を禁止する措置を講じております。

当社は会員資格付与に際し、専門機関のシステムを通じて医師資格を確認するとともに、医師免許にかかる公的書類を徴求し、又は電話による本人確認を実施し、厳重に審査を実施しております。一方、医学生については顔写真付の学生証の写しを徴求し、厳重な審査を実施しております。

■MedPeer会員数、薬剤評価掲示板投稿数の推移

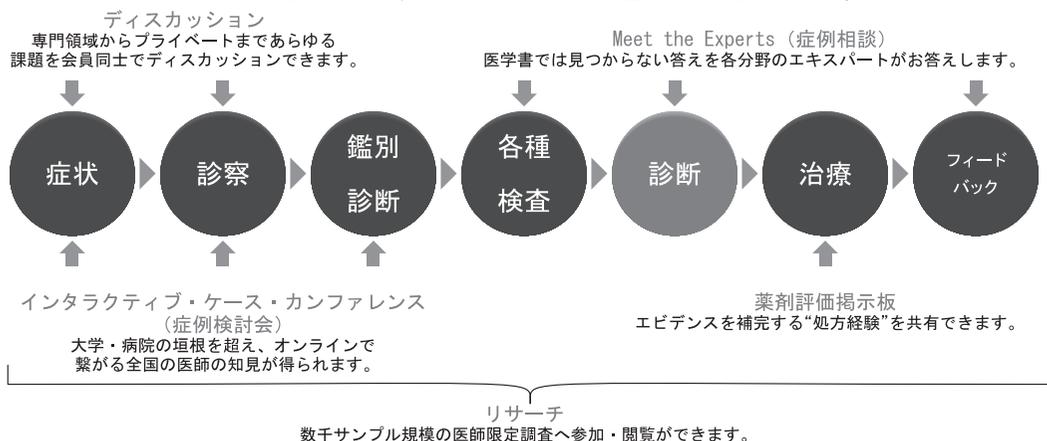
年月	MedPeer会員数（人）	薬剤評価掲示板 投稿累計数（件）
平成22年9月	30,112	13,752
平成23年9月	39,226	119,924
平成24年9月	48,620	209,598
平成25年9月	61,415	264,991
平成26年3月	66,030	293,311

※MedPeer会員数は、月末時点での人数を記載しております。

※薬剤評価掲示板投稿累計数は、「MedPeer」サイトの「薬剤評価掲示板」に対する会員からの投稿数の累計をいい、月末時点での件数を記載しております。

MedPeer会員は「MedPeer」サイトの諸機能を無料で活用でき、サイトの閲覧を通じて得た知見等を臨床ないし医療技術の研鑽に役立てることができます。なお、MedPeer会員に対しては「MedPeer」サイトの活用に応じてポイントを付与しており、ポイントは「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。

具体的な診療プロセスと当社医師集合知サービスの関係性は以下のとおりです。



■医師集合知サービス (会員向けサービス)

サービス	内容
薬剤評価掲示板	221種の薬効適応領域から2,121種の医療用医薬品を対象に(平成26年3月31日時点)、医薬品毎に①製品基本情報の閲覧 ②薬剤の処方経験を有する医師会員による定量・定性評価情報への書き込み・閲覧 ③同種薬効、関連医薬品リストの閲覧 ④製薬企業サイトへのリンクサービスを行っております。
Meet the Experts (症例相談)	我が国の医師資格は専門の疾患に限定するものでないことから、専門外の患者に対する臨床機会に直面することがあり、専門外の患者に適切な診断を行えないケースが想定されます。このような場合には、当該疾患領域におけるオピニオンリーダーであるエキスパートドクターの意見を取り込む必要があり、このエキスパートドクターへの相談機会を提供しております。
インタラクティブ・ケース・カンファレンス (症例検討会)	臨床医としてのスキルを磨く場としてインターネット上での症例検討会サービスを行っております。具体的には会員より匿名化された症例情報が提供され、これに対し他の会員より疾患の鑑別がなされるというものです。医師は自分の所属する病院や大学の垣根を越え、全国の医師と症例検討をすることが可能となっております。
ディスカッション	医師会員の専門疾患領域に係る事項、臨床一般に係る事項、病院運営に係る事項等の様々なテーマを題目とする掲示板を運営しております。
リサーチ	医師会員等の依頼により、「MedPeer」サイト内でアンケートを実施し、その結果をリアルタイムに公開することで、医師会員の意識調査や医師間の情報共有ができるサービスを提供しております。
レジデント・レポート (研修病院評価)	実際に初期研修に参加した医師から寄せられた臨床研修病院の評価を提供しております。募集要項にはない口コミ情報として、人材育成・環境、診療環境充実度、待遇、ワークライフバランス、スタッフの士気、職場の風通し等の評価が投稿され、研修病院選択の一助となっております。

顧客である製薬企業等に対しては「MedPeer」サイト内の医師の処方動向の閲覧、最新の医師臨床知見の閲覧、広告掲載枠の提供を行っております。当社は、これら製薬企業等に医師マーケティング支援を行うことでメディア収入を得ております。また、製薬企業等からインターネットを通じた医師に対するアンケート調査等のリサーチを受託しております。

具体的な顧客向けサービスは以下のとおりです。

■医師集合知サービス（顧客向けサービス）

サービス	内容
マーケティング支援 (メディア)	「薬剤評価掲示板」内の顧客である製薬企業が販売する薬剤の評価ページ内にテキスト広告を掲示することができます。また、広告内に顧客が作成したリンクを設定できるため、顧客は医師であることが確認された会員に対して自社コンテンツを閲覧させることが可能となります。同時に顧客はフィードバック情報として該当薬剤の属する疾患領域全体の薬剤評価を他社薬剤も含めてすべて閲覧することが可能となり、マーケティング戦略の立案に活用することができます。 「Meet the Experts」内で相談された特定疾患領域において、製薬企業はテキスト広告及びスポンサード広告を掲載することが可能です。加えて、製薬企業は当該疾患領域のオピニオンリーダーである、エキスパートドクターと医師会員とのコミュニケーションを閲覧することができるため、最新の医師臨床所見を共有することができ、マーケティング戦略の立案に活用することができます。
リサーチ (受託)	当社は製薬企業、医療機器メーカー、マーケティングリサーチ関連企業、広告代理店等を顧客として、インターネット上のアンケート調査実施サービスを提供しております。当社運営サイト「MedPeer」の会員データベースを活用したアンケート調査実施サービスは、年齢、勤務地域、診療科目、医師経験年数等、多くの属性項目から回答者選択を可能とし、臨床の現場や薬剤に関連した見解の収集、特定薬剤の市場規模の把握、マーケティング戦略立案など様々な場面において、従来型の紙によるアンケートと比べてもスピードとコストの面で優位性を持っております。

(2) 医師求人情報サービス

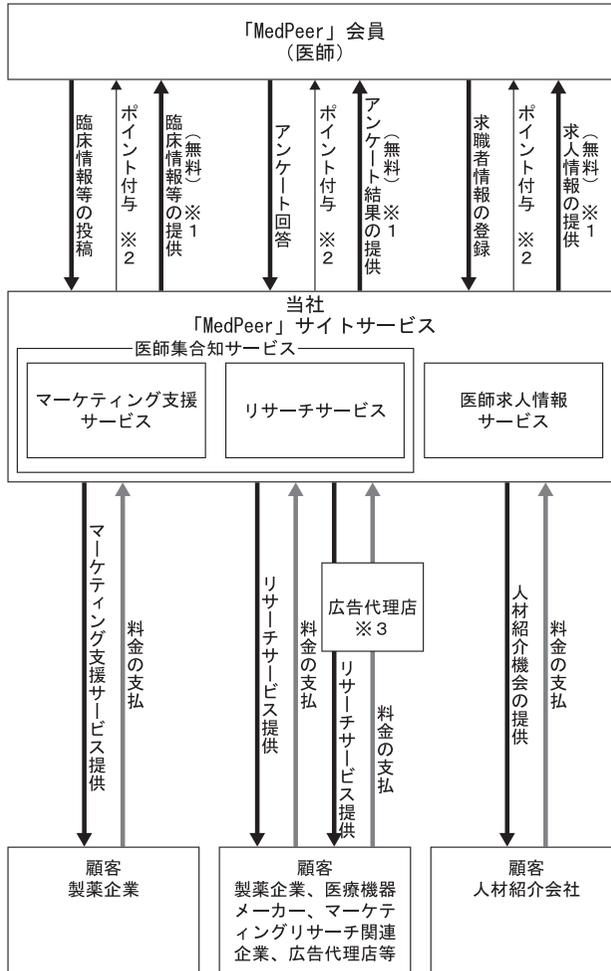
当サービスは、医師向け人材紹介会社を顧客とし、「MedPeer」サイトを通じ、顧客による求人情報の提供機会を提供するとともに、転職を希望する会員が人材紹介会社に登録する機会を提供しております。

「MedPeer」サイトを利用している会員は勤務医が過半数を占めており、一般的に勤務医の人材流動性は高いとされていることから、会員に対する転職情報や機会の提供は、人材紹介会社に効率的な営業機会を提供しております。

具体的な会員向けサービスは以下のとおりです。

サービス	内容
一括登録	会員に対して自身の職務経歴等を「MedPeer」サイトにのみ入力するだけで、複数の人材紹介会社へ一括登録できるという利便性を提供しております。これにより、人材紹介会社は効率的に転職希望者の情報を得ることができます。
求人案件	複数の人材紹介会社から求人案件を収集し、求人情報を求める会員へ効率的に情報を提供しております。
スカウトサービス	人材紹介会社に対して、転職を希望する「MedPeer」会員へのスカウティングの機会を提供しております。

[事業系統図]



- (注)※1 当社は「MedPeer」会員に対し、「MedPeer」サイト上のサービスを無料にて提供しております。
- ※2 「MedPeer」会員が「MedPeer」サイトへの投稿やアンケート回答、求職者情報の登録等を行う場合、当社は会員に対し、ポイントを付与いたします。当該ポイントは、「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。
- ※3 リサーチにおいては、顧客都合により広告代理店を介して受注する場合があります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29 (3)	32.1	1.4	5,731

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載していません。
4. 従業員数が最近1年間に於いて8名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、平成24年12月に発足した新政権による大胆な金融政策や財政政策から、市場経済の成長が期待できる状況が継続しております。

当社事業の主要顧客が属する医薬品業界においては、薬価マイナス改定やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費用の抑制が推し進められる中、市場を牽引してきた大型の薬剤は順次特許切れを迎えているため、国内外の製薬企業の収益環境はより一層厳しくなることが予想されております。他方、医薬品関連企業の業界団体である医療用医薬品製造販売業公正取引協議会は、MR（Medical Representative、製薬企業の医師に対する医薬情報提供者をいい、営業・マーケティング活動の担い手。）やCSO（Contract Sales Organization、医薬品販売受託機関をいい、製薬企業より営業・マーケティング業務を受託する企業をいう。）の医師への接待の規制を厳格化しました。また、製薬企業の業界団体である日本製薬工業協会は、自主規制である「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を改定し、製薬企業から医師への金銭授受に関して透明性を担保するための指針を発表し、平成25年度から情報開示が開始されております。さらに、医師不足が続き、OECD加盟国のうち一人当たり受診回数が群を抜いて多い状況が続く中（出所：「OECD Health Data 2013」）、医師は有用な情報を効率的に収集する必要性に迫られております。

そのため、製薬企業における医薬品の情報提供手法に大きな変化が生じることが予想され、ICT（Information and Communication Technology）を利用した営業・マーケティング活動に関するサービスには、高いニーズがあります。

このような環境の中、当社は製薬企業が抱える営業・マーケティング活動、特に自社医薬品にかかる情報提供と臨床現場からの情報収集の課題解決を事業機会と捉え、積極的に医師会員の獲得及び製薬企業に向けての営業を進めて参りました。医師会員の獲得に対しては、医師の臨床活動に有益な情報を提供する「MedPeer」サイトサービスの充実、メディアへの露出等を通じて「MedPeer」の知名度向上を図ったことにより、当事業年度において会員は約1.3万人増加し、会員数は6.1万人に達しました。また、医師集合知サービスのうち「薬剤評価掲示板」及び「Meet the Experts」を利用したマーケティング支援についても、新規顧客の獲得、既存顧客への各サービスの一層の浸透により、広告掲載数が順調に推移いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は574,739千円（前年同期比77.1%増）と増加し、営業利益は89,226千円（前年同期比291.6%増）、経常利益は88,328千円（前年同期比294.1%増）、当期純利益は113,616千円（前年同期比412.9%増）となりました。

第10期第2四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

当社事業の主要顧客が属する医薬品業界においては、平成25年12月に平成26年4月に行われる薬価改定率がマイナス0.63%となることが発表され、国内外の製薬企業の収益環境は引き続き厳しい状況が続くことが予想されております。また、製薬企業から医師への金銭授受に関する透明性を確保する動きが活発化しており、製薬企業の営業・マーケティング活動における透明性と投資効率の向上が重要視されております。

このような環境の中、当社は前事業年度に引き続き、医師の集合知の共有を通じて、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients. (医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、「MedPeer」サイトの基盤強化を進めるとともに、新規会員の獲得及び既存会員の活性化に注力してまいりました。その結果、医師の臨床活動に有益な情報を提供する「MedPeer」サイトのユーザビリティの向上や、「MedPeer」の認知が広がったことにより、当第2四半期累計期間において会員は6.6万人に達しました。また、医師集合知サービスのうち「薬剤評価掲示板」及び「Meet the Experts」を利用したマーケティング支援についても、新規顧客の獲得、既存顧客への各サービスの一層の浸透により、広告掲載数が順調に推移いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高452,559千円、営業利益136,692千円、経常利益133,710千円、四半期純利益80,503千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末より55,619千円増加し、121,329千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、27,836千円となりました。この主な要因は、医師集合知サービスの売上高が増加したことにより税引前当期純利益が86,721千円となるとともに、ポイント引当金が8,056千円、未払金及び未払費用がそれぞれ6,603千円、5,699千円増加する一方で、売上債権の回収期間が長期であるため、売上債権が75,910千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は、2,956千円となりました。この主な要因は、PC及びサーバー等の有形固定資産の取得による支出2,804千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により得られた資金は、30,739千円となりました。この主な要因は、長期借入金の借入50,000千円、及び返済による支出19,260千円によるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の残高は、165,364千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果獲得した資金は、63,412千円となりました。この主な要因は、医師集合知サービスの売上高が増加したことにより税引前四半期純利益133,710千円、前受金の増加11,380千円、未払金の増加9,723千円となる一方で、売上債権が87,610千円増加したこと等によ

るものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は、1,839千円となりました。この主な要因は、サーバー等の有形固定資産の取得による支出1,819千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動により使用した資金は、17,539千円となりました。この主な要因は、短期借入れによる収入30,000千円がありましたが、長期借入金の返済による支出47,539千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社は単一セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当事業年度における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第9期事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		第10期第2四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
医師集合知サービス	493,459	202.3	414,029
医師求人情報サービス	81,280	100.8	38,530
合計	574,739	177.1	452,559

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第8期事業年度		第9期事業年度		第10期 第2四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ファイザー株式会社	42,422	13.1	101,150	17.6	63,500	14.0
大塚製薬株式会社	5,000	1.5	71,085	12.4	56,555	12.5
サノフィ株式会社	24,720	7.6	61,080	10.6	32,450	7.2
グラクソ・スミスクライン株式会社	35,658	11.0	48,292	8.4	36,350	8.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社サービスの提供先となる医療・ヘルスケア業界において、e-Marketingの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化と共に、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社が安定成長を持続するためには、当社運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を高めていく必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社は以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

- (1) 運営サイト「MedPeer」の継続的成長
- (2) 知名度の向上
- (3) サイトの安全性強化
- (4) 収益基盤の強化
- (5) 競合他社への対応
- (6) 優秀な人材の採用
- (7) 経営管理体制の強化

(1) 運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社の事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持するためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていく上での疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから社会的信頼を確保するためにも、個人情報保護に関する法律、薬事法、製薬協コード・オブ・プラクティス（※）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持を進めて参ります。

※製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬事法・独禁法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルール

(2) 知名度の向上

当社は、当社の運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医師のみならず、製薬企業、医療機器メーカー、人材紹介会社等の顧客に対して当社運営サイト「MedPeer」の知名度の向上を図ることが必要であると考えております。また、当社の知名度向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社では今後、当社及び当社運営サイト「MedPeer」の知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進していく方針です。

(3) サイトの安全性強化

インターネット技術の進化にともない、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方でサイトの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せてきております。当社は、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサイトに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。このため、サイトの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報保護法、薬事法、医師法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底する方針です。

(4) 収益基盤の強化

当社の主な収益源は製薬企業を顧客としたマーケティング支援であります。当社が安定した成長を続けていくためには、製薬企業等の顧客に対するマーケティング支援の実績を重ね、顧客からの信頼性を向上させることにより、受注対象となった医薬品に対するリピート受注を図るとともに、同一顧客の他の医薬品まで受注範囲を広げ、収益基盤を強化していくことが課題と認識しております。

この課題に対処するため、インターネット技術を活用し、顧客の要望に応えた新サービスの開発を図ること、「MedPeer」サイトの更なる会員獲得と活性化により顧客満足度を向上させることで収益基盤の強化を進めて参ります。

中長期的には製薬企業に事業収入の大半を依存している現在の事業モデルを進化させることで事業収入先の多様化を図る必要があると考えています。具体的には「MedPeer」ブランドの確固たる地位を固め、そのブランド力を活用して、人材紹介会社から事業収入を得ている「医師求人情報サービス」の再構築を図るとともに、既存の医療システムに当社の「医師集合知サービス」を組み入れた新たなサービスを提供すること等によって、病院あるいは病院ベンダー企業等から事業収入を獲得していきたいと考えております。また、医療情報を病院・医師・患者間で共有できるサービス等の開発を通じて市場の創造を図り、患者コミュニティからの事業収入も得ることで収益基盤の一層の強化を進めていきたいと考えております。

(5) 競合他社への対応

製薬企業のe-Marketing市場においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新規参入企業が出現すること等により、競争がより一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、製薬企業内でe-Marketingに対する認知度が高まり、利用企業数が増加すれば、当社にとってもメリットは大きいものと思われます。当社では、医師にとって使い勝手の良いサイト構築を進めるとともに、製薬企業毎に異なるe-Marketing施策との協調、低コストオペレーションによる価格競争力及び広告対象薬剤数の拡大を軸に、更なる成長に取り組んで参ります。

(6) 優秀な人材の採用

当社は「MedPeer」サイトによるサービスを事業基盤としており、その利便性及び機能の維持向上のためにも、サイト構築を担当する技術者の安定的な採用が当社の事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。また、営業担当者についても収益基盤の強化と併せて適時に採用を進めていく必要があります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めて参ります。

(7) 経営管理体制の強化

当社が継続的に医師や顧客に対して安定的にサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めて参ります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性がありますと考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

① インターネットについて

当社は、インターネットを利用した医療関連事業を展開しており、医療分野におけるインターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットの更なる普及が成長のために不可欠な条件と考えております。しかしながら、医療分野におけるインターネット普及の障壁、利用に関する新たな規制やインターネットビジネス関連事業者を対象とする法的規制等の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 医療及びヘルスケア市場について

現在、当社の主要顧客は製薬企業となっております。当社の提供するサービスは、製薬企業の既存のマーケティング戦略に新たな選択肢を与えるもので、社会全体の医療費の動向に大きく左右されるものではありませんが、市場の停滞、縮小や新たな市場動向に当社が対応できない場合には、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

また、製薬企業間において、グローバルなレベルでの企業間競争が展開され、再編の動きが続いております。企業間競争は当社が提供する各種サービスの採用を加速する可能性がある一方、再編された既存顧客による方針変更等が生じた場合には契約見直しの可能性もあり、その場合には当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業運営について

① 個人情報、顧客情報の保護について

当社は、「MedPeer」サイト上で登録された会員の個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めております。個人情報取扱規程を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの順守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社が保有する個人情報につき、今後、漏洩、改ざん若しくは不正使用等が生じる可能性を完全に否定することはできません。個人情報の流出等の重大なトラブルが当社、当社の業務提携先若しくは当社の顧客で発生した場合には、個人情報保護法への抵触、損害賠償の請求や

信用の低下等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は顧客より事業に関する機密情報を受け取る場合がありますが、当社の主な顧客は互いに競合する製薬企業であり、顧客情報の取り扱いに細心の注意を払う必要があります。そのため、顧客情報に関する業務フローを定め、厳格に管理するとともに社内教育の徹底を図っております。しかしながら、機密情報の流出等の重大なトラブルが当社で発生した場合、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社の事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

② 知的財産権について

当社運営サイト「MedPeer」は会員数の多さと他業界で一般的な評価サービスを組み合わせていることにより差別化されており、特殊な技術やプログラミング等を利用していないため、特許の有無による当社事業への影響は大きくないと考えております。

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により知的財産権等が成立する可能性は否定できません。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社では当社の持つ商標権を侵害されないよう細心の注意を払っていますが、他者からの侵害を把握しきれない、若しくは適切な対応ができない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ サイト機能の充実について

当社は、医師である会員に対し臨床現場に有用な情報を提供するサービスを行うため、「MedPeer」サイトにおける機能の拡充を進めております。しかしながら、今後、有力コンテンツの導入や会員のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、会員に対する訴求力の低下等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入が相次いで行われております。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定どおりに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ システム面について

当社の運営するサイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。現在、一部のサーバーに関してクラウドサービスへの移行をしておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社サービ

スの提供に支障をきたす可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ ポイントシステムについて

当社は、一部サービスにおいて、寄付金やギフト券等に交換可能なMedPeerポイントを会員に対して付与しております。このポイントが不正な操作等により、当社が正式に発行した以上に集められ、交換を求められた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業内容について

① 各種規制について

当社において医師集合知サービス等を展開する上で、「MedPeer」サイトに掲載している医療用医薬品に関する記載については、薬事法による規制を受けております。薬事法による規制については、厚生労働省が管轄官庁であります。当社は、医療用医薬品に関する「MedPeer」サイト上の記載が薬事法に準拠していることの確認を行っております。

また法的規制以外では、日本製薬工業協会が定める「製薬協コード・オブ・プラクティス」が存在します。製薬協コード・オブ・プラクティスとは、製薬企業が薬事法・独禁法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている薬業界の自主ルールであり、当社では当該コードの順守に努めております。

しかしながら、業界では各種規制の見直しが進んでおり、関連法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社が何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 「MedPeer」への依存について

当社は、医師専用サイト「MedPeer」を運営しており、医師間の情報共有に特化した機能を提供しております。そして当社の事業は、「MedPeer」サイトを基盤としたものとなっております。このため新たな規制の導入等、予期せぬ事象によりサイトの利便性が低下し、同業他社に対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサイト運営が不能となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ サイトの健全性の維持について

「MedPeer」サイトでは不特定多数の会員同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにドクターサポート（会員サポート）担当者を設置し、社内で独自のガイドラインを整備した上で、薬剤評価掲示板についてはすべてのコメントを目視にて確認しております。また、利用規約等に違反した会員に対してはドクターサポート担当者から改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約で定められている主な禁止事項の内容は以下のとおりとなっております。

- イ. 法令又は公序良俗に違反する行為
- ロ. 第三者の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- ハ. 第三者の信用若しくは名誉を侵害し、又は第三者のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- ニ. 営利・非営利を問わず、全ての医療及び医療類似行為
- ホ. 他の会員の個人情報を収集、蓄積する行為、又はこれらの行為をしようとする事
- ヘ. 本人、第三者の如何を問わず個人のメールアドレス、電話番号、住所など個人と特定しうる情報の掲載行為
- ト. 虚偽の情報（名前、誕生日、メールアドレス、住所などの個人情報を含む）を掲載、登録することで第三者になりすます行為
- チ. 違反行為により利用停止された会員が再度サービスに登録する行為
- リ. 違反行為により利用停止された会員を故意又は過失により招待する行為
- ヌ. 招待状を第三者へ譲渡する行為、また会員資格を第三者に利用させる又は譲渡する行為
- ル. 一つの会員資格を複数人で利用する行為
- ヲ. 一人で複数の会員資格を保有する行為
- ワ. 本サービス上の画像などを含めた情報を無断使用・編集・複製・転載する行為
- カ. 運営会社又は会員が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- ヨ. 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- タ. その他、運営会社が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サイト内における不適切行為の有無等を完全に把握することが困難となり、サイト内において発生したトラブルが起因となり、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のため会員サポートにかかる人員増強等、サイトの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針であります。これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 「MedPeer」サイト利用者の投稿コンテンツの利用について

当社では、「MedPeer」サイトへ会員が投稿したコンテンツを、投稿者への利用確認、個人情報の排除等の処理を行った上で、顧客へ提供、顧客の販促物に掲載、雑誌や新聞に掲載する場合があります。この場合においては、当該コンテンツについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、必要な場合には投稿者への個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えております。しかしながら、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 「MedPeer」 サイト内に掲載される広告について

当社運営サイト「MedPeer」及び当社が配信するメールマガジンに掲載される広告においては、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。しかしながら、人為的な過失等の要因により当社が掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や会員等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サイトのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 競合について

当社運営サイト「MedPeer」は、会員である医師が臨床に有用な情報を効果的に得られるよう、医師目線を念頭に構成しており、医師間の情報共有に特化したサイトとして、様々な医師向けウェブサイトの中で特徴を有しているものと認識しております。

当社が提供する医師集合知サービスは、直接、又は間接的に他社と競合する場合がありますが、当社では上記特徴を活かしながら、同業他社と比較し、より医師が使い易い情報供給源であるためのサービスの改善を継続的に行い、薬剤の処方行動変容を的確に把握し得る、効率的な製薬企業の営業・マーケティング活動の支援サービスを展開しています。既存の同業他社による製薬企業にとっての利便性を重視したサービスとは、既に構築されているサイトサービスの構成等に相当の差が存在していることから、同業他社に対する模倣の障壁は比較的高いものと認識しております。

「MedPeer」会員数は6.6万人に達し（平成26年3月31日現在）、薬剤評価掲示板への投稿累計数も293,311件（平成26年3月31日現在）に達していることから、「MedPeer」会員のサイトへの参画度合は相当に高いと認識しております。このような会員層と会員数を獲得することは容易ではないものと考えられることから、新規の参入障壁は比較的高いものと認識しています。

しかし、当社が今後において優位性をより強め、「MedPeer」サイトの医師にとっての利用価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があります。今後、資本金力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度を有する先行同業他社による模倣や、資本金力、マーケティング力、専門性を有する企業等の参入によって、当社の競争優位性が低下または競争が激化することにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 当社サービスの陳腐化又は代替サービスの参入について

当社の主な事業である製薬企業の医療用医薬品販売を対象とするマーケティング支援は、「MedPeer」会員である医師が医療用医薬品の処方権を持ち、患者に対し処方行動を行うことを前提としております。従いまして、医薬品の処方を医師ではなく薬剤師や患者が直接行うようになる、また遺伝子操作等の医薬品に依存しない治療の比率が拡大する等、医療システムが抜本的に変わった場合、当社の提供するサービスが陳腐化する可能性があります。

その他、薬事法に定められた医薬品の広告に関する規制が撤廃・改変され、製薬企業による特定の医薬品の広告に関して、医療従事者の確認が不要とされた場合、一般向けの広告代理店などによる代替サービスの参入の可能性があり、その場合当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後市場規模の拡大にともない、当社サービスの代替となる他のマーケティングツール等が普及する可能性、並びに当社の顧客が業務を自ら手がけて顧客内でマーケティング活動が完結する可能性などがあり、その場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 医師集合知サービスについて

当社の主たる収益は、製薬企業の顧客の広告予算を対象とした医師集合知サービスによる収入であります。平成25年9月期における売上高（574,739千円）に占める医師集合知サービスの売上高の比率は85.9%（493,459千円）であり、その依存度は高い状況にあります。従って、製薬企業における広告費の支出動向や他の媒体との競合の激化及び「MedPeer」サイトの健全性が損なわれること等により、「MedPeer」のブランド力が低下し、当社のマーケティング支援の売上高が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の医師集合知サービスには、一部顧客と会員の間でのメッセージのやりとりを伴うものが含まれます。メッセージの内容に関する責任は基本的に発信者自身が負いますが、当社のサービスを使った顧客、会員等による発信情報が当事者若しくは第三者に損害を与えた場合、それに関連して当社の責任が問われる可能性があります。

なお、当社の医師集合知サービスに不具合があった場合、原則その責任の範囲は契約金額が上限であり、機会損失は補填しないと契約に記載していますが、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 組織体制について

① 代表取締役社長 石見陽への依存について

代表取締役社長である石見陽は当社創業者であります。石見は、現在も週に1回、医師として臨床の現場に立ち現役医師としての視点を維持するとともに、インターネット関連事業に関する豊富な経験と知識を蓄積しております。

当社は、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、石見に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により石見が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、現在の内部管理体制もこれに応じたものになっております。当社は今後の事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実に継続的に図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、現在当社は従業員の多くが近接した地域に在住しているため、自然災害や火災などの大きなアクシデントが起きた場合、損害が集中しやすく、事業の継続に影響が出る可能性があります。

(5) その他

① 新規事業展開に伴うリスクについて

当社では、「MedPeer」サイトによるサービスを中心として、新規事業を展開する可能性があります。新規事業の展開にあたってはその性質上、計画どおりに事業が展開できず投資を回収できなくなる可能性や、当社の業績に影響を与える可能性があります。

② 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は平成24年9月期より当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

③ 資金使途について

今回当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、会員獲得及びサイト活性化に関する費用、人材の採用・育成等に係る人件費、及び事業拡大に伴うオフィス移転関連費用、その他新規事業の調査費用等に充当する予定であります。

しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

本書提出日におけるストック・オプションによる新株予約権の個数は1,522個であり、発行済株式総数1,467,000株の10.4%に相当しております。当社の株価が行使価額を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

なお、新株予約権の詳細は、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」及び「(7) ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	契約名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社日経BP	業務提携契約	平成25年5月31日	「MedPeer」サイトへの会員誘導等のメディア連携	平成25年5月31日から平成27年5月30日まで

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

(資産)

当事業年度末における総資産は335,729千円です。このうち流動資産は317,639千円であり、主に現金及び預金121,329千円、売掛金149,626千円及び繰延税金資産35,709千円により構成されます。また、固定資産は18,089千円であり、主に敷金12,923千円により構成されます。総資産は前事業年度末に比べ170,180千円増加しており、売上高増加に起因する現金及び預金の増加55,619千円、売上債権の増加75,910千円及び繰延税金資産35,709千円の計上が主要因です。

(負債)

当事業年度末における負債合計は159,190千円です。このうち流動負債は133,900千円であり、主に未払金32,715千円、未払費用25,607千円、ポイント引当金27,479千円及び1年内返済予定の長期借入金22,249千円により構成されます。また、固定負債は25,290千円であり、すべて長期借入金です。流動負債及び固定負債の有利子負債合計は47,539千円です。負債合計は、前事業年度末に比べ56,562千円増加しており、事業規模拡大に伴う有利子負債30,739千円、及びポイント引当金8,056千円の増加が主要因です。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は176,538千円であり、資本金128,550千円、資本準備金118,550千円、利益剰余金△70,561千円により構成されます。純資産合計は前事業年度末に比べ113,616千円増加しており、これは当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて115,573千円増加し、451,302千円となりました。これは主として、売上の増加に伴い、現金及び預金が44,034千円、受取手形及び売掛金が87,610千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて35,069千円増加し、194,260千円となりました。これは主として、長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金47,539千円減少しましたが、短期借入金30,000千円、未払法人税等24,321千円、未払金12,061千円、及び前受金が11,380千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて80,503千円増加し、257,042千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の額が80,503千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

(売上高)

当事業年度における売上高は574,739千円（前年同期比77.1%増）となり、内訳は、医師集合知サービス493,459千円（前年同期比102.3%増）、医師求人情報サービス81,280千円（前年同期比0.8%増）です。「MedPeer」サイトの会員数増加等によりメディア価値が向上したことにより、主に製薬企業のe-Marketing費用を中心とした受注増加に結実いたしました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は79,853千円（前年同期比48.7%増）となり、結果、売上総利益は494,886千円（前年同期比82.7%増）となりました。売上原価の主な増加要因は「MedPeer」サイトの改善及び新サービス開発に伴う労務費の増加によるものですが、売上高の増加がこの費用の増加を吸収し、売上総利益が増加する結果となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は405,660千円（前年同期比63.6%増）となりました。これは主に、業容拡大に伴う人員増強による人件費及び採用教育費の増加並びに「MedPeer」サイトの活性化に伴うポイント関連費用の増加等によるものであります。この結果、当事業年度における営業利益は89,226千円（前年同期比291.6%増）となりました。

当事業年度において営業外収益は17千円、営業外費用は915千円発生しており、経常利益は88,328千円（前年同期比294.1%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度において特別利益は発生していないものの、特別損失としてデータセンター移設費用が1,606千円発生したため税引前当期純利益は86,721千円となりました。法人税申告において繰越欠損金の控除により法人税、住民税及び事業税は8,920千円の計上に留まるとともに、将来の課税所得の発生を見込んで繰延税金資産を35,815千円計上したため、当期純利益は113,616千円（前年同期比412.9%増加）となりました。

第10期第2四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

（売上高）

当第2四半期累計期間における売上高は452,559千円となり、内訳は医師集合知サービス414,029千円、医師求人情報サービス38,530千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

当第2四半期累計期間における売上原価は50,357千円、売上総利益は402,201千円となりました。これは主に、人件費及びクラウド型サーバーの利用料であります。

（販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益）

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は265,509千円となりました。これは主に、人件費、広告宣伝費及び会員に対して付与しているポイント関連費用であります。この結果、当第2四半期累計期間における営業利益は136,692千円となりました。

当第2四半期累計期間において営業外収益は11千円、営業外費用は2,993千円発生しており、経常利益は133,710千円となりました。

（四半期当期純利益）

当第2四半期累計期間において特別損益は計上されておりません。この結果、当第2四半期累計期間における税引前四半期純利益は133,710千円となりました。また、法人税等を53,206千円計上したため、当第2四半期累計期間における四半期純利益は80,503千円となりました。

（4）キャッシュ・フローの分析

第9期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末より55,619千円増加し、121,329千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、27,836千円となりました。この主な要因は、医師集合知サービスの売上高が増加したことにより税引前当期純利益が86,721千円となるとともに、ポイント引当金が8,056千円、未払金及び未払費用がそれぞれ6,603千円、5,699千円増加する一方で、売上債権の回収期間が長期であるため、売上債権が75,910千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は、2,956千円となりました。この主な要因は、PC及びサーバー等の有形固定資産の取得による支出2,804千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により得られた資金は、30,739千円となりました。この主な要因は、長期借入金の借入50,000千円、及び返済による支出19,260千円によるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の残高は、165,364千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果獲得した資金は、63,412千円となりました。この主な要因は、医師集合知サービスの売上が増加したことにより税引前四半期純利益133,710千円、前受金の増加11,380千円、未払金の増加9,723千円となる一方で、売上債権が87,610千円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は、1,839千円となりました。この主な要因は、サーバー等の有形固定資産の取得による支出1,819千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動により使用した資金は、17,539千円となりました。この主な要因は、短期借入れによる収入30,000千円がありましたが、長期借入金の返済による支出47,539千円があったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、医師専用サイト「MedPeer」を運営しており、医師間の情報共有に特化した機能を提供しております。当社の事業は「MedPeer」サイトを基盤としたものとなっており、医師会員の数及び「MedPeer」サイトの利用度合いは当社の経営成績に重要な影響を与える要因と考えております。そのため、当社といたしましては、「MedPeer」サイトのコンテンツを充実させるとともに、機能を拡充させることで、会員数の維持及び増加並びにサイト活性化を図って参ります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の自己資本比率は平成25年9月末で52.6%、流動比率は237.2%となっており、流動性は十分確保されていると考えております。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「Supporting Doctors, Helping Patients.（医師を支援すること。そして患者を救うこと。）」というミッションの下、「集合知によって医療分野の変革を行う」ことをビジョンとし、医師の集合知を活用したサービスを展開しております。

今後も多くの医師に活用していただけるサイト構築を進めるとともに、既存サービスはもとより、医師の集合知を活用した新たなサービスの開発・運営を通じて、医師会員、顧客企業、ひいては患者にとって価値のあるサービスを提供できるよう努めて参ります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度の設備投資等の総額は2,817千円であります。これは主に、人員増加に伴うPCやサーバー等の購入2,665千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第10期第2四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

当第2四半期累計期間の設備投資等の総額は1,819千円であります。これは主に、人員増加に伴うPCの購入1,671千円によるものであります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	事業用機器及び ソフトウェア	406	3,797	352	4,556	23 (2)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。
3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は12,923千円であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成26年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、9,900,000株増加し、10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,467,000	非上場	1単元の株式数は100株であります。
計	1,467,000	—	—

(注) 1. 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は1,452,330株増加し、1,467,000株となっております。

2. 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第3回(あ)新株予約権 平成22年9月29日の臨時株主総会決議(平成22年10月20日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	125 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125 (注) 2	12,500 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000 (注) 3	550 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	自 平成24年10月21日 至 平成32年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500 (注) 4	発行価格 550 (注) 10 資本組入額 275 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成25年9月30日)は1株、提出日の前月末現在(平成26年4月30日)は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げ額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内 外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回 (い) 新株予約権 平成22年9月29日の臨時株主総会決議（平成22年12月29日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	50 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50 (注) 2	5,000 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000 (注) 3	550 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月30日 至 平成32年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500 (注) 4	発行価格 550 (注) 10 資本組入額 275 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成25年9月30日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年4月30日）は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げ額）とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回（う）新株予約権 平成22年9月29日の臨時株主総会決議（平成23年8月17日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170 (注) 2	17,000 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000 (注) 3	550 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月18日 至 平成32年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500 (注) 4	発行価格 550 (注) 10 資本組入額 275 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成25年9月30日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年4月30日）は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権 平成23年9月30日の臨時株主総会決議（平成23年9月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年4月30日）
新株予約権の数(個)	5（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5（注）2	500（注）2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000（注）3	700（注）3、10
新株予約権の行使期間	自 平成25年10月1日 至 平成33年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000（注）4	発行価格 700（注）10 資本組入額 350（注）4、10
新株予約権の行使の条件	（注）6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成25年9月30日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年4月30日）は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の顧問、取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回（あ）新株予約権 平成24年4月5日の臨時株主総会決議（平成24年5月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	40 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注) 2	4,000 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000 (注) 3	700 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月15日 至 平成34年4月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000 (注) 4	発行価格 700 (注) 10 資本組入額 350 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成25年9月30日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年4月30日）は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回（あ）新株予約権 平成24年9月5日の臨時株主総会決議（平成24年9月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	400 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400 (注) 2	40,000 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000 (注) 3	700 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月26日 至 平成34年9月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000 (注) 4	発行価格 700 (注) 10 資本組入額 350 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成25年9月30日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年4月30日）は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権 平成25年9月27日の臨時株主総会決議（平成25年9月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	445 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	445 (注) 2	44,500 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注) 3	750 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月28日 至 平成35年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注) 4	発行価格 750 (注) 10 資本組入額 375 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成25年9月30日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年4月30日）は100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回（あ）新株予約権 平成25年12月26日の第9回定時株主総会決議（平成25年12月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	—	277 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	27,700 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,100 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年12月29日 至 平成35年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,100 (注) 10 資本組入額 550 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	—	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 9

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回 (い) 新株予約権 平成25年12月26日の第9回定時株主総会決議 (平成26年2月13日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	—	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,000 (注) 2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,100 (注) 3、10
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年12月29日 至 平成35年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,100 (注) 10 資本組入額 550 (注) 4、10
新株予約権の行使の条件	—	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 5
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 9

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

7. 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
8. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
9. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ(注)3で定められる行使価額を調整して得られる額に、(注)6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使条件
(注)6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。
10. 平成26年2月13日付の取締役会決議により、平成26年3月2日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月25日 (注) 1	7,650	8,500	—	10,000	—	—
平成21年9月29日 (注) 2	920	9,420	2,300	12,300	2,300	2,300
平成21年12月15日 (注) 3	700	10,120	10,500	22,800	10,500	12,800
平成21年12月28日 (注) 4	400	10,520	6,000	28,800	6,000	18,800
平成22年5月14日 (注) 5	650	11,170	9,750	38,550	9,750	28,550
平成22年6月14日 (注) 6	500	11,670	7,500	46,050	7,500	36,050
平成22年9月30日 (注) 7	3,000	14,670	82,500	128,550	82,500	118,550
平成26年3月2日 (注) 8	1,452,330	1,467,000	—	128,550	—	118,550

(注) 1. 株式分割(1株:10株)によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 5,000円

資本組入額 2,500円

割当先 島田亨500株、比木武300株、湊規生120株

3. 有償第三者割当

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

割当先 前田徹也200株、佐藤輝英200株、柯王徳200株、服部健彦100株

4. 有償第三者割当

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

割当先 島田亨400株

5. 有償第三者割当

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

割当先 小山内久人200株、脇丸俊郎100株、八竹健司100株、篠塚成順100株、葉山孝100株
室原豊明50株

6. 有償第三者割当

発行価格 30,000円

資本組入額 15,000円

割当先 鶴見由起夫100株、矢島知治100株、高石官均200株、森克彦100株

7. 有償第三者割当

発行価格 55,000円

資本組入額 27,500円

割当先 ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合3,000株

8. 株式分割(1株:100株)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成26年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	1	19	21	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1,250	—	200	13,220	14,670	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	8.5	—	1.4	90.1	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,467,000	14,670	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,467,000	—	—
総株主の議決権	—	14,670	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回(あ) 新株予約権 (平成22年10月20日取締役会決議)

決議年月日	平成22年10月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回(い) 新株予約権 (平成22年12月29日取締役会決議)

決議年月日	平成22年12月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回（う）新株予約権（平成23年8月17日取締役会決議）

決議年月日	平成23年8月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 役員の退任による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の取締役は3名、従業員は1名となっております。

第4回新株予約権（平成23年9月30日取締役会決議）

決議年月日	平成23年9月30日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回（あ）新株予約権（平成24年5月14日取締役会決議）

決議年月日	平成24年5月14日
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回（あ）新株予約権（平成24年9月25日取締役会決議）

決議年月日	平成24年9月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 役員の退任及び従業員の退職による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の取締役は3名、従業員は5名となっております。

第7回新株予約権（平成25年9月27日取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回（あ）新株予約権（平成25年12月26日取締役会決議）

決議年月日	平成25年12月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回 (い) 新株予約権 (平成26年2月13日取締役会決議)

決議年月日	平成26年2月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しているものの、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会ですが、期末配当の年1回を基本方針としております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	石見 陽	昭和49年3月9日	平成11年4月 平成16年12月 平成17年6月	東京女子医科大学病院入職 株式会社メディカル・オプリージュ (現当社)設立 当社取締役 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	600,000
取締役	管理管掌	山中 篤史	昭和53年2月4日	平成14年1月 平成16年12月 平成25年5月	株式会社志正堂入社 当社取締役管理部部長 当社取締役(現任)	(注) 3	100,000
取締役	セールス& マーケティング 部部長	脇丸 俊郎	昭和48年2月25日	平成9年3月 平成19年9月 平成21年1月 平成22年6月 平成22年12月 平成23年9月 平成25年5月	ブライスウォーターハウスコンサル タント株式会社(現日本アイ・ ビー・エム株式会社)入社 グッドウィル・グループ株式会社 入社 株式会社シグマクス入社 当社入社 当社取締役 当社取締役マーケティング支援事 業部部長兼キャリア事業部部長 当社取締役セールス&マーケティング 部部長(現任)	(注) 3	10,000
取締役 (非常勤)	—	島田 亨	昭和40年3月3日	昭和62年4月 平成7年10月 平成17年3月 平成19年9月 平成19年11月 平成20年1月 平成20年9月 平成21年11月 平成21年12月 平成22年1月 平成22年5月 平成22年12月 平成23年6月 平成24年8月	株式会社リクルート入社 株式会社インテリジェンス取締役 副社長 楽天株式会社取締役常務執行役員 (現任) みんなの就職株式会社代表取締役 社長 フュージョン・コミュニケーショ ンズ株式会社代表取締役社長 株式会社楽天野球団代表取締役社 長兼オーナー 株式会社オーネット代表取締役会 長 Linkshare Corporation Director (現任) FreeCause, Inc. 取締役(現任) リンクシェア・ジャパン株式会社 代表取締役会長 株式会社チケットスター代表取締 役会長 当社取締役(現任) 株式会社楽天野球団取締役(現 任) 株式会社チケットスター取締役 (現任) リンクシェア・ジャパン株式会社 取締役(現任)	(注) 3	120,000
監査役 (常勤)	—	龍湖 康雄	昭和27年9月28日	昭和51年4月 平成10年3月 平成16年3月 平成16年5月 平成24年9月	株式会社ダイエー入社 株式会社オーエムシーカード(現 株式会社セディナ)入社 インテグレーション・マネジメン ト株式会社取締役 株式会社ハブ監査役 当社監査役(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	—	葉山 孝	昭和22年11月12日	昭和45年4月 平成14年4月 平成17年3月 平成19年9月 平成24年12月	日本生命保険相互会社入社 朝日監査法人（現有限責任あずさ 監査法人）入所 公認会計士葉山孝事務所代表（現 任） 株式会社CELL（現株式会社ドワン ゴコンテンツ）取締役就任（現 任） 当社監査役（現任）	(注) 4	10,000
監査役 (非常勤)	—	佐藤 弘康	昭和49年6月17日	平成13年10月 平成21年4月 平成24年12月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 成和共同法律事務所（現成和明哲 法律事務所）入所 成和明哲法律事務所パートナー （現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計							840,000

(注) 1. 取締役島田亨は、社外取締役であります。

2. 監査役龍湖康雄、葉山孝及び佐藤弘康は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成26年2月28日の臨時株主総会終結の時から平成27年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成26年2月28日の臨時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 取締役山中篤史は、代表取締役社長石見陽の義弟であります。

6. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能の強化、及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員には開発部部长福村彰展を選任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社が「MedPeer」サイトを中心として提供するサービスは、医師に中立性、健全性の観点から信頼される事が基本的な成立要件であります。医師からの信頼を高める上で、運営母体の信用向上は欠かせない要件であるとともに、株主をはじめとして従業員、取引先、債権者、医療業界等の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が永続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は以下のとおりであります。

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されており、うち社外取締役が1名であります。意思決定機関としての透明性、公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を明確化するため、社外取締役1名を選任しております。また社外監査役3名も取締役会に出席しており、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りの強化に努めております。

定例取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b 監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

また、常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

c 経営会議

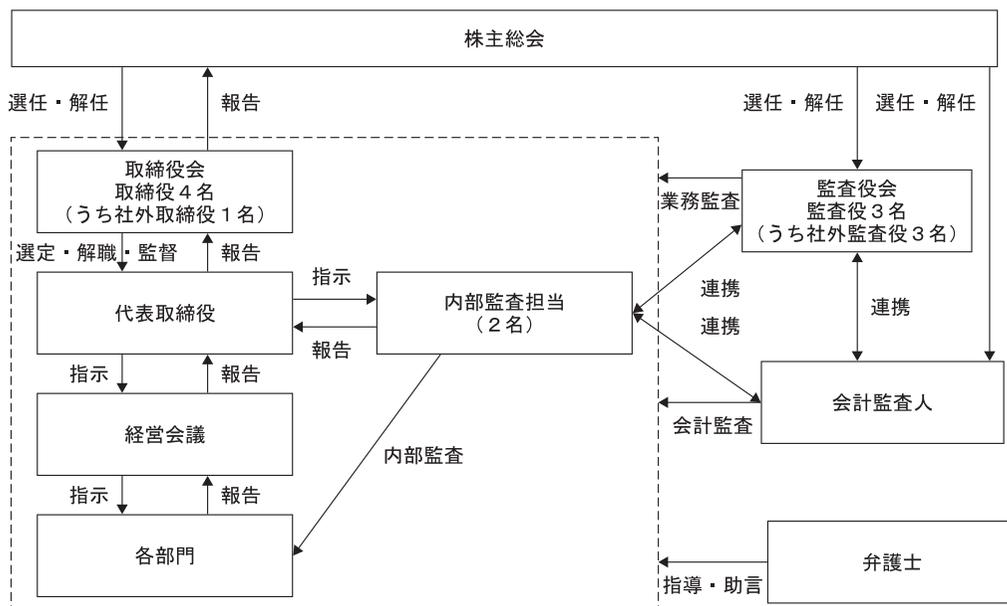
経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、原則として毎週1回定期的に開催しております。経営会議では、業務執行の方針、予算等の審議を行うとともに、全社又は各部署の重要課題、取締役会上程前の議案を審議しております。経営における情報、判断、決定、実行の共有化を図るとともに、経営の迅速性を図っております。

d 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、適時適切な監査が実施されております

ロ. 会社の機関・内部統制の関係

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりです。



ハ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成25年12月26日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、主に以下の事項について決議しております。

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・損失の危険の管理に関する体制

二. 内部監査及び監査役監査の状況

a 内部監査

当社は、小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、社長の指名した内部監査責任者の指揮のもと、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。なお、管理部門以外の監査については、管理管掌取締役が実施し、また管理部門の監査については、社長室室長が実施することとしております。当社の全部門を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長へ報告を行っております。

b 監査役監査

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

c 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査責任者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査責任者が同席することで情報の共有を図っております。

ホ. 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に7年を超えて関与することのないよう処置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、緊密な情報交換を心がけております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

a 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 吉村孝郎

指定有限責任社員業務執行社員 岡田雅史

※継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他5名

③ リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関するリスクマネジメント規程を定めると共に、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、社内リスクの洗い出しとそれらのレベル分けを行い、優先的対応案件からの順次の対応と予防、再発防止策の策定及び実施を行っております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役の島田亨は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言を行っております。

社外監査役の龍湖康雄は、様々な業界での職務経験と他の会社における経営経験、又は監査役として豊富な経験を有しており当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の葉山孝は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の佐藤弘康は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しており当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外取締役島田亨は当社普通株式120,000株及び、380個の新株予約権を保有しており、社外監査役葉山孝は当社普通株式10,000株を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役に関しては会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任限定契約の締結ができる旨を定款で定めております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	46,265	46,265	—	—	—	4
社外役員	7,950	7,950	—	—	—	4

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各役員の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うためであります。

⑫ 自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じて財務戦略等の経営戦略を機動的に遂行するためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,500	1,000	8,000	420

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

株式公開を前提とした監査受託のための調査及び監査契約の締結を前提とした期首残高の調査業務に対し、対価を支払っております。

(最近事業年度)

財務報告に係る内部統制報告制度に関する助言・指導業務に対し、対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)及び当事業年度(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計専門誌等の定期購読を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	65,710	121,329
受取手形	—	7,385
売掛金	81,101	149,626
前払費用	396	2,005
繰延税金資産	—	35,709
貸倒引当金	△24	△46
その他	232	1,630
流動資産合計	147,416	317,639
固定資産		
有形固定資産		
建物	538	538
減価償却累計額	△46	△131
建物（純額）	491	406
工具、器具及び備品	6,924	9,590
減価償却累計額	△2,911	△5,792
工具、器具及び備品（純額）	4,013	3,797
有形固定資産合計	4,505	4,204
無形固定資産		
ソフトウェア	500	352
無形固定資産合計	500	352
投資その他の資産		
敷金	12,923	12,923
長期前払費用	203	502
繰延税金資産	—	106
投資その他の資産合計	13,127	13,533
固定資産合計	18,133	18,089
資産合計	165,549	335,729

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	210	—
1年内返済予定の長期借入金	9,530	22,249
未払金	26,251	32,715
未払費用	19,907	25,607
未払法人税等	1,116	10,148
未払消費税等	7,876	12,078
前受金	9,494	2,362
預り金	1,549	1,259
ポイント引当金	19,423	27,479
流動負債合計	95,358	133,900
固定負債		
長期借入金	7,269	25,290
固定負債合計	7,269	25,290
負債合計	102,627	159,190
純資産の部		
株主資本		
資本金	128,550	128,550
資本剰余金		
資本準備金	118,550	118,550
資本剰余金合計	118,550	118,550
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△184,178	△70,561
利益剰余金合計	△184,178	△70,561
株主資本合計	62,921	176,538
純資産合計	62,921	176,538
負債純資産合計	165,549	335,729

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成26年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	165,364
受取手形及び売掛金	244,622
その他	23,384
貸倒引当金	△74
流動資産合計	433,297
固定資産	
有形固定資産	4,753
無形固定資産	201
投資その他の資産	13,050
固定資産合計	18,005
資産合計	451,302
負債の部	
流動負債	
短期借入金	30,000
未払法人税等	34,469
賞与引当金	295
ポイント引当金	34,248
その他	95,247
流動負債合計	194,260
負債合計	194,260
純資産の部	
株主資本	
資本金	128,550
資本剰余金	118,550
利益剰余金	9,942
株主資本合計	257,042
純資産合計	257,042
負債純資産合計	451,302

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	324,520	574,739
売上原価	53,711	79,853
売上総利益	270,808	494,886
販売費及び一般管理費	※ 248,025	※ 405,660
営業利益	22,782	89,226
営業外収益		
受取利息	15	17
その他	15	0
営業外収益合計	30	17
営業外費用		
支払利息	309	629
支払保証料	88	184
為替差損	—	101
営業外費用合計	398	915
経常利益	22,415	88,328
特別損失		
データセンター移設費用	—	1,606
特別損失合計	—	1,606
税引前当期純利益	22,415	86,721
法人税、住民税及び事業税	261	8,920
法人税等調整額	—	△35,815
法人税等合計	261	△26,895
当期純利益	22,153	113,616

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	37,026	68.9	62,585	78.4
II 経費		16,685	31.1	17,267	21.6
売上原価		53,711	100.0	79,853	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	3,571	—
通信費	2,339	5,381
賃借料	4,282	4,863

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年3月31日)
売上高	452,559
売上原価	50,357
売上総利益	402,201
販売費及び一般管理費	* 265,509
営業利益	136,692
営業外収益	
受取利息	11
営業外収益合計	11
営業外費用	
支払利息	299
上場関連費用	2,338
その他	356
営業外費用合計	2,993
経常利益	133,710
税引前四半期純利益	133,710
法人税、住民税及び事業税	33,237
法人税等調整額	19,969
法人税等合計	53,206
四半期純利益	80,503

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	128,550	128,550
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	128,550	128,550
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	118,550	118,550
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	118,550	118,550
資本剰余金合計		
当期首残高	118,550	118,550
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	118,550	118,550
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△206,331	△184,178
当期変動額		
当期純利益	22,153	113,616
当期変動額合計	22,153	113,616
当期末残高	△184,178	△70,561
利益剰余金合計		
当期首残高	△206,331	△184,178
当期変動額		
当期純利益	22,153	113,616
当期変動額合計	22,153	113,616
当期末残高	△184,178	△70,561
株主資本合計		
当期首残高	40,768	62,921
当期変動額		
当期純利益	22,153	113,616
当期変動額合計	22,153	113,616
当期末残高	62,921	176,538
純資産合計		
当期首残高	40,768	62,921
当期変動額		
当期純利益	22,153	113,616
当期変動額合計	22,153	113,616
当期末残高	62,921	176,538

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	22,415	86,721
減価償却費	2,821	3,267
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	16	22
受取利息及び受取配当金	△15	△17
支払利息	309	629
売上債権の増減額 (△は増加)	△57,021	△75,910
仕入債務の増減額 (△は減少)	210	△210
前受金の増減額 (△は減少)	9,494	△7,131
未払金の増減額 (△は減少)	11,336	6,603
未払費用の増減額 (△は減少)	15,150	5,699
未払消費税等の増減額 (△は減少)	6,860	4,202
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△369	8,056
預り金の増減額 (△は減少)	1,188	△289
その他	580	△2,880
小計	12,975	28,763
利息及び配当金の受取額	△310	△677
法人税等の支払額	△288	△266
利息の受取額	15	17
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,392	27,836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,055	△2,804
無形固定資産の取得による支出	△751	△152
敷金及び保証金の差入による支出	△12,923	—
敷金及び保証金の回収による収入	2,150	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,580	△2,956
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	50,000
長期借入金の返済による支出	△9,564	△19,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,564	30,739
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,752	55,619
現金及び現金同等物の期首残高	80,462	65,710
現金及び現金同等物の期末残高	※ 65,710	※ 121,329

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 平成25年10月1日
 至 平成26年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	133,710
減価償却費	1,420
賞与引当金の増減額 (△は減少)	295
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	27
受取利息及び受取配当金	△11
支払利息	299
売上債権の増減額 (△は増加)	△87,610
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	6,768
前受金の増減額 (△は減少)	11,380
未払金の増減額 (△は減少)	9,723
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,791
未払消費税等の増減額 (△は減少)	288
預り金の増減額 (△は減少)	284
その他	△1,187
小計	72,597
利息の支払額	△276
利息の受取額	11
法人税等の支払額	△8,919
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,819
敷金及び保証金の差入による支出	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,839
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	30,000
長期借入金の返済による支出	△47,539
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,539
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	44,034
現金及び現金同等物の期首残高	121,329
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 165,364

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物が10年～15年、工具、器具及び備品が3年～10年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

MedPeer会員に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込み額を計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物が10年～15年、工具、器具及び備品が3年～10年であります。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

MedPeer会員に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込み額を計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正にともない、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42.7%、当事業年度40.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57.3%、当事業年度59.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
広告宣伝費	48,928千円	68,838千円
役員報酬	44,960	54,215
給与手当	27,283	64,422
支払手数料	26,390	47,380
減価償却費	1,428	1,913
貸倒引当金繰入額	16	22
ポイント費用	50,791	75,232
ポイント引当金繰入額	△369	8,056

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,670	—	—	14,670

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,670	—	—	14,670

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	65,710千円	121,329千円
現金及び現金同等物	65,710千円	121,329千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金）は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	65,710	65,710	—
(2)売掛金(※)	81,076	81,076	—
(3)敷金	12,923	12,904	△19
資産計	159,711	159,691	△19
(1)未払金	26,251	26,251	—
(2)未払費用	19,907	19,907	—
(3)未払法人税等	1,116	1,116	—
(4)未払消費税等	7,876	7,876	—
(5)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	16,800	16,841	41
負債計	71,951	71,992	41

(※)売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	65,710	—	—	—
売掛金	81,101	—	—	—
敷金	—	12,923	—	—
合計	146,811	12,923	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,530	5,569	720	720	260	—
合計	9,530	5,569	720	720	260	—

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金）は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	121,329	121,329	—
(2)受取手形	7,385	7,385	—
(3)売掛金(※)	149,579	149,579	—
(4)敷金	12,923	12,911	△11
資産計	291,218	291,206	△11
(1)未払金	32,715	32,715	—
(2)未払費用	25,607	25,607	—
(3)未払法人税等	10,148	10,148	—
(4)未払消費税等	12,078	12,078	—
(5)長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	47,539	46,203	△1,335
負債計	128,088	126,752	△1,335

(※)売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	121,329	—	—	—
受取手形	7,385	—	—	—
売掛金	149,626	—	—	—
敷金	—	12,923	—	—
合計	278,341	12,923	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 300株
付与日	平成21年9月29日
権利確定条件	当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できません。なお、その他の条件については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年10月1日～平成31年8月31日

	第3回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 125株
付与日	平成22年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年10月21日～平成32年9月28日

	第3回(い)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 50株
付与日	平成23年1月7日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年12月30日～平成32年9月28日

	第3回(う)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 220株
付与日	平成23年9月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年8月18日～平成32年9月28日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 5株
付与日	平成23年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年10月1日～平成33年9月29日

	第5回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 40株
付与日	平成24年6月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月15日～平成34年4月4日

	第6回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 425株
付与日	平成24年9月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年9月26日～平成34年9月4日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回(あ) 新株予約権	第3回(い) 新株予約権	第3回(う) 新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末(株)	900	125	50	220	5
付与(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	600	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
未確定残(株)	300	125	50	220	5
権利確定後					
前事業年度末(株)	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—	—	—

	第5回(あ) 新株予約権	第6回(あ) 新株予約権
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	40	425
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	40	425
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回(あ) 新株予約権	第3回(い) 新株予約権	第3回(う) 新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	5,000	55,000	55,000	55,000	70,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第5回(あ) 新株予約権	第6回(あ) 新株予約権
権利行使価格 (円)	70,000	70,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウントキャッシュフロー方式及び純資産方式の併用方式によっております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

25,425千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

—千円

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 125株
付与日	平成22年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年10月21日～平成32年9月28日

	第3回(い)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 50株
付与日	平成23年1月7日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年12月30日～平成32年9月28日

	第3回(う)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 170株
付与日	平成23年9月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年8月18日～平成32年9月28日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 5株
付与日	平成23年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年10月1日～平成33年9月29日

	第5回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 40株
付与日	平成24年6月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月15日～平成34年4月4日

	第6回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 400株
付与日	平成24年9月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成27年9月26日～平成34年9月4日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 17名
株式の種類及び付与数	普通株式 445株
付与日	平成25年9月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年9月28日～平成35年9月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回(あ) 新株予約権	第3回(い) 新株予約権	第3回(う) 新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末(株)	300	125	50	220	5
付与(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	300	—	—	50	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	125	50	170	5
権利確定後					
前事業年度末(株)	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—	—	—

	第5回(あ) 新株予約権	第6回(あ) 新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	40	425	—
付与(株)	—	—	445
失効(株)	—	25	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	40	400	445
権利確定後			
前事業年度末(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回(あ) 新株予約権	第3回(い) 新株予約権	第3回(う) 新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	5,000	55,000	55,000	55,000	70,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第5回(あ) 新株予約権	第6回(あ) 新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	70,000	70,000	75,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウントキャッシュフロー方式及び純資産方式の併用方式によっております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

9,125千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

—千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	7,382千円	10,445千円
繰越欠損金	55,653千円	22,741千円
その他	1,576千円	2,937千円
繰延税金資産小計	64,613千円	36,123千円
評価性引当額	△64,613千円	△308千円
繰延税金資産合計	－千円	35,815千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
法定実効税率 (調整)	40.69%	38.01%
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.99%	4.87%
住民税均等割	1.19%	0.33%
評価性引当額	△55.48%	△74.18%
給与・報酬	3.27%	－
その他	△0.49%	△0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.17%	△31.01%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年10月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これにともない、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年10月1日に開始する事業年度から平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この税率変更による影響額はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	医師集合知サービス	医師求人情報サービス	合計
外部顧客への売上高	243,870	80,649	324,520

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ファイザー株式会社	42,422
グラクソ・スミスクライン株式会社	35,658

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントは記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	医師集合知サービス	医師求人情報サービス	合計
外部顧客への売上高	493,459	81,280	574,739

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ファイザー株式会社	101,150
大塚製薬株式会社	71,085
サノフィ株式会社	61,080

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントは記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石見陽	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接46.01	債務被保証	借入に対する債務被保証	16,800	-	-
							不動産賃貸借契約に対する債務被保証	12,923	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 借入に対する債務被保証は、当社の借入に対するものであり、取引金額は期末残高であります。なお、債務被保証に対する保証料は支払っておりません。
- (2) 不動産賃貸借契約に対する債務被保証は、当社の事務所賃貸借契約に対する債務被保証であり、取引金額は賃借料の年額を記載しております。なお、債務被保証に対する保証料は支払っておりません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石見陽	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接46.01	債務被保証	借入に対する債務被保証	47,539	-	-
							不動産賃貸借契約に対する債務被保証	12,923	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 借入に対する債務被保証は、当社の借入に対するものであり、取引金額は期末残高であります。なお、債務被保証に対する保証料は支払っておりません。
- (2) 不動産賃貸借契約に対する債務被保証は、当社の事務所賃貸借契約に対する債務被保証であり、取引金額は賃借料の年額を記載しております。なお、債務被保証に対する保証料は支払っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	42.89円	120.34円
1株当たり当期純利益金額	15.10円	77.45円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年3月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
当期純利益(千円)	22,153	113,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	22,153	113,616
普通株式の期中平均株式数(株)	1,467,000	1,467,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数1,165個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権7種類(新株予約権の数1,235個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. ストック・オプションについて

(第8回(あ)新株予約権の付与)

当社は、平成25年12月26日開催の株主総会並びに平成25年12月26日開催の取締役会に基づき、平成26年1月10日付にて当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権の割当を実施しております。

(1) 新株予約権の割当を受ける者及び割当てる新株予約権の数

当社取締役2名、当社従業員12名 277個

(2) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

無償

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 277株

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり110,000円

(5) 新株予約権の行使期間

平成28年12月29日から平成35年12月25日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

④ その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

(第8回 (い) 新株予約権の付与)

当社は、平成25年12月26日開催の株主総会並びに平成26年2月13日開催の取締役会に基づき、平成26年2月28日付にて当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権の割当を実施しております。

(1) 新株予約権の割当を受ける者及び割当てる新株予約権の数

当社従業員1名 10個

(2) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

無償

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 10株

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり110,000円

(5) 新株予約権の行使期間

平成28年12月29日から平成35年12月25日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

④ その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

2. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は、平成26年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年3月2日付をもって、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を実施いたしました。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割及び単元株制度採用の概要

① 分割の方法

平成26年3月1日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき100株の割合で分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	14,670株
今回の分割により増加する株式数	1,452,330株
株式分割後の発行済株式総数	1,467,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

③ 分割の日程

基準日公告日	平成26年2月14日
基準日	平成26年3月1日
効力発生日	平成26年3月2日

(3) 単元株制度の採用

① 新設する単元株式の数

単元株式制度を採用し、単元株式数を100株とします。

② 新設の日程

効力発生日 平成26年3月2日

【注記事項】

(追加情報)

当第2四半期累計期間
(自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)

(賞与引当金)

当社は、当期より従業員を対象に業績連動型賞与制度を導入しております。
従業員の業績連動型賞与の支給に備えて、業績連動型賞与の支給見込額のうち、当第2四半期累計期間の負担額を計上しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)
賞与引当金繰入額	295千円
貸倒引当金繰入額	27千円
ポイント費用	78,145千円
ポイント引当金繰入額	6,768千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	165,364千円
現金及び現金同等物	165,364千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	54.88円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	80,503
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	80,503
普通株式の期中平均株式数(株)	1,467,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、平成26年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年3月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】（平成25年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	538	—	—	538	131	84	406
工具、器具及び備品	6,924	2,665	—	9,590	5,792	2,880	3,797
有形固定資産計	7,463	2,665	—	10,128	5,923	2,965	4,204
無形固定資産							
ソフトウェア	751	152	—	903	551	301	352
無形固定資産計	751	152	—	903	551	301	352
長期前払費用	568	495	10	1,053	550	184	502

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

PCやサーバー等の購入

2,665千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	9,530	22,249	1.558	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	7,269	25,290	1.544	平成27年～平成29年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	16,800	47,539	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,400	7,630	260	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	24	22	—	—	46
ポイント引当金(注)	19,423	27,479	—	19,423	27,479

(注)ポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによる取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年9月30日現在)

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	121,329
合計	121,329

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
持田製薬株式会社	7,385
合計	7,385

期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成25年10月満期	1,085
平成25年11月満期	2,100
平成25年12月満期	2,100
平成26年1月満期	2,100
合計	7,385

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ファイザー株式会社	47,040
バイエル薬品株式会社	31,090
グラクソ・スミスクライン株式会社	17,272
大塚製薬株式会社	16,374
協和発酵キリン株式会社	6,510
その他	31,338
合計	149,626

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \times \frac{365}{(B)}$
81,101	603,207	534,682	149,626	78.1	69.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

二. 繰延税金資産

繰延税金資産（流動資産）は、35,709千円であり、その内容については、「(1) 財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

② 負債の部

イ. 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	17,044
株式会社日本アルトマーク	3,617
株式会社みずほ銀行	1,588
合計	22,249

ロ. 未払金

相手先	金額(千円)
Amazon Gift Cards Japan 株式会社	9,562
株式会社キャリアデザインセンター	5,512
東亜印刷株式会社	3,071
株式会社日経BP	2,656
株式会社Rei	2,448
その他	9,464
合計	32,715

ハ. 未払費用

相手先	金額(千円)
人件費	17,213
有限責任監査法人トーマツ	2,543
社会保険料	1,816
響きパートナーズ株式会社	1,009
その他	3,024
合計	25,607

ニ. 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	23,590
株式会社みずほ銀行	1,700
合計	25,290

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から 9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)1
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://medpeer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年2月28日	石見 陽	東京都渋谷区	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長)	BOZO株式会社 代表取締役 石見奈津子	東京都渋谷区代々木三丁目58番2号	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社)	750	93,750,000 (125,000)	所有者の事情による
平成26年2月28日	石見 奈津子	東京都渋谷区	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役社長の配偶者)	BOZO株式会社 代表取締役 石見奈津子	東京都渋谷区代々木三丁目58番2号	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社)	500	62,500,000 (125,000)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成23年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。
5. 平成26年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年3月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記移動株式数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成24年6月1日	平成24年9月26日	平成25年9月27日
種類	第5回(あ)新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(あ)新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 40株	普通株式 425株(注)6	普通株式 445株
発行価格	70,000円	70,000円	75,000円
資本組入額	35,000円	35,000円	37,500円
発行価額の総額	2,800,000円	29,750,000円	33,375,000円
資本組入額の総額	1,400,000円	14,875,000円	16,687,500円
発行方法	平成24年4月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成24年9月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年9月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

項目	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	平成26年1月10日	平成26年2月28日
種類	第8回(あ)新株予約権 (ストック・オプション)	第8回(い)新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 277株	普通株式 10株
発行価格	110,000円	110,000円
資本組入額	55,000円	55,000円
発行価格の総額	30,470,000円	1,100,000円
資本組入額の総額	15,235,000円	550,000円
発行方法	平成25年12月26日開催の第9回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年12月26日開催の第9回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	70,000円	70,000円
行使期間	平成26年5月15日から 平成34年4月4日まで	平成27年9月26日から 平成34年9月4日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	75,000円	110,000円
行使期間	平成28年9月28日から 平成35年9月26日まで	平成28年12月29日から 平成35年12月25日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑤
行使時の払込金額	110,000円
行使期間	平成28年12月29日から 平成35年12月25日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当 社取締役会の承認を要する。

5. 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格及び資本組入額は株式分割前の数値を記載しております。
6. 退職等により取締役1名、従業員1名25株分（分割前）の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 宏幸	東京都渋谷区	会社員	40	2,800,000 (70,000)	当社の従業員

(注) 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
島田 亨	Napier Road Singapore	会社役員	280	19,600,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
鶴田 真也	東京都新宿区	会社員	25	1,750,000 (70,000)	当社の従業員
山中 篤史	埼玉県上尾市	会社役員	20	1,400,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
脇丸 俊郎	東京都渋谷区	会社役員	20	1,400,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
猿川 貴之	東京都練馬区	会社員	20	1,400,000 (70,000)	当社の従業員
福村 彰展	神奈川県横浜市港北区	会社員	20	1,400,000 (70,000)	当社の従業員
高橋 宏幸	東京都渋谷区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社の従業員
片所 あゆみ	東京都練馬区	会社員	5	350,000 (70,000)	当社の従業員

(注) 1. 役員の退任、従業員の退職により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
脇丸 俊郎	東京都渋谷区	会社役員	80	6,000,000 (75,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山中 篤史	埼玉県上尾市	会社役員	50	3,750,000 (75,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
平林 利夫	神奈川県横浜市都筑区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の従業員
猿川 貴之	東京都練馬区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の従業員
福村 彰展	神奈川県横浜市港北区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の従業員
高橋 宏幸	東京都渋谷区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の従業員
二郷 太輔	埼玉県朝霞市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の従業員
川端 賢彦	千葉県千葉市美浜区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の従業員
鶴田 真也	東京都新宿区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小林 晋士	神奈川県大和市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
大野 徹也	千葉県千葉市美浜区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
大場 裕美	東京都葛飾区	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の従業員
片所 あゆみ	東京都練馬区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
小倉 麻衣子	東京都江戸川区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
安永 雅昭	東京都目黒区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
二瓶 良	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
佐々木 美穂	東京都豊島区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
長田 悠	東京都江戸川区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員
西澤 郁平	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	375,000 (75,000)	当社の従業員

(注) 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
脇丸 俊郎	東京都渋谷区	会社役員	50	5,500,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山中 篤史	埼玉県上尾市	会社役員	50	5,500,000 (110,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
福村 彰展	神奈川県横浜市港北区	会社員	30	3,300,000 (110,000)	当社の従業員
二郷 太輔	埼玉県朝霞市	会社員	30	3,300,000 (110,000)	当社の従業員
平林 利夫	神奈川県横浜市都筑区	会社員	25	2,750,000 (110,000)	当社の従業員
湊 規生	埼玉県新座市	会社員	20	2,200,000 (110,000)	当社の従業員
高橋 宏幸	東京都渋谷区	会社員	20	2,200,000 (110,000)	当社の従業員
永峰 康司	千葉県浦安市	会社員	20	2,200,000 (110,000)	当社の従業員
伊東 義史	埼玉県戸田市	会社員	10	1,100,000 (110,000)	当社の従業員
小倉 麻衣子	東京都江戸川区	会社員	8	880,000 (110,000)	当社の従業員
猿川 貴之	東京都練馬区	会社員	5	550,000 (110,000)	当社の従業員
小林 晋士	神奈川県大和市	会社員	3	330,000 (110,000)	当社の従業員
安永 雅昭	東京都目黒区	会社員	3	330,000 (110,000)	当社の従業員
佐々木 美穂	東京都豊島区	会社員	3	330,000 (110,000)	当社の従業員

(注) 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
天坊 吉彦	東京都新宿区	会社員	10	1,100,000 (110,000)	当社の従業員

(注) 平成26年2月13日開催の取締役会決議により、平成26年3月2日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
石見 陽 (注) 3、5	東京都渋谷区	600,000	37.06
ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合 (注) 5	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300,000	18.53
島田 亨 (注) 5、6	Napier Road Singapore	158,000 (38,000)	9.76 (2.35)
BOZO株式会社 (注) 4、5	東京都渋谷区代々木三丁目58番2号	125,000	7.72
山中 篤史 (注) 5、6	埼玉県上尾市	117,000 (17,000)	7.23 (1.05)
脇丸 俊郎 (注) 6	東京都渋谷区	35,000 (25,000)	2.16 (1.54)
石見 奈津子 (注) 5、8	東京都渋谷区	25,000	1.54
前田 徹也 (注) 5	東京都大田区	20,000	1.24
佐藤 輝英 (注) 5	東京都品川区	20,000	1.24
柯 王徳 (注) 5	中華民国 台北市	20,000	1.24
小山内 久人 (注) 5	東京都品川区	20,000	1.24
高石 官均 (注) 5	東京都港区	20,000	1.24
猿川 貴之 (注) 9	東京都練馬区	15,000 (15,000)	0.93 (0.93)
湊 規生 (注) 9	埼玉県新座市	14,000 (2,000)	0.86 (0.12)
高橋 宏幸 (注) 9	東京都渋谷区	12,000 (12,000)	0.74 (0.74)
服部 健彦	東京都文京区	10,000	0.62
篠塚 成順	千葉県船橋市	10,000	0.62
葉山 孝 (注) 7	東京都大田区	10,000	0.62
八竹 健司	大阪府吹田市	10,000	0.62
森 克彦	東京都府中市	10,000	0.62
鶴見 由起夫	東京都世田谷区	10,000	0.62
矢島 知治	東京都杉並区	10,000	0.62
福村 彰展 (注) 9	神奈川県横浜市港北区	10,000 (10,000)	0.62 (0.62)
平林 利夫 (注) 9	神奈川県横浜市都筑区	7,500 (7,500)	0.46 (0.46)
室原 豊明	愛知県名古屋市中千種区	5,000	0.31
二郷 太輔 (注) 9	埼玉県朝霞市	5,000 (5,000)	0.31 (0.31)
鶴田 真也 (注) 9	神奈川県横浜市西区	3,500 (3,500)	0.22 (0.22)
二瓶 良 (注) 9	神奈川県横浜市神奈川区	2,500 (2,500)	0.15 (0.15)
川端 賢彦 (注) 9	千葉県千葉市美浜区	2,000 (2,000)	0.12 (0.12)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
永峰 康司(注) 9	千葉県浦安市	2,000 (2,000)	0.12 (0.12)
小林 晋士(注) 9	神奈川県大和市	1,300 (1,300)	0.08 (0.08)
小倉 麻衣子(注) 9	東京都江戸川区	1,300 (1,300)	0.08 (0.08)
片所 あゆみ(注) 9	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
大野 徹也(注) 9	千葉県千葉市美浜区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
大場 裕美(注) 9	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
伊東 義史(注) 9	埼玉県戸田市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
天坊 吉彦(注) 9	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
安永 雅昭(注) 9	東京都目黒区	800 (800)	0.05 (0.05)
佐々木 美穂(注) 9	東京都世田谷区	800 (800)	0.05 (0.05)
長田 悠(注) 9	東京都江戸川区	500 (500)	0.03 (0.03)
西澤 郁平(注) 9	神奈川県川崎市宮前区	500 (500)	0.03 (0.03)
木村 薫	神奈川県川崎市高津区	500 (500)	0.03 (0.03)
計	—	1,619,200 (152,200)	100.00 (9.40)

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長に総株主の議決権の過半数を所有されている会社)
5. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
6. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
7. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
8. 特別利害関係者等 (代表取締役社長の配偶者)
9. 当社従業員

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月13日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月13日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月13日

メドピア株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田雅史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、メドピア株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

